

平成29年第3回常陸太田市議会定例会会議録

平成29年6月6日(火)

議事日程(第2号)

平成29年6月6日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

9番	益子慎哉	議長	13番	成井小太郎	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	木村郁郎	議員
7番	深谷涉	議員	8番	平山晶邦	議員
10番	菊池伸也	議員	11番	深谷秀峰	議員
12番	高星勝幸	議員	14番	茅根猛	議員
15番	福地正文	議員	16番	川又照雄	議員
17番	後藤守	議員	18番	黒沢義久	議員
19番	高木将	議員	20番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
中原一博	教育長	加瀬智明	総務部長
綿引誠二	政策企画部長	西野千里	市民生活部長
滑川裕	保健福祉部長	武藤範幸	農政部長
岡崎泰則	商工観光部長	真中剛	建設部長
根本康弘	会計管理者	江尻伸彦	上下水道部長
江幡正紀	消防長	生天目忍	教育次長
金子充	農業委員会事務局長	鈴木淳	秘書課長
笹川雅之	総務課長	大和田隆	監査委員

事務局職員出席者

宇野智明	事務局長	鴨志田智宏	議事係長
------	------	-------	------

午前10時開議

○益子慎哉議長 おはようございます。ご報告いたします。

ただいま出席議員は20名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本会議を開きます。

○益子慎哉議長 本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

○益子慎哉議長 日程第1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。16番川又照雄議員の発言を許します。川又照雄議員。

〔16番 川又照雄議員 登壇〕

○16番（川又照雄議員） おはようございます。16番川又照雄です。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

その前に一言。5月に行われました常陸太田市長選挙におきまして、大久保市長が4期目の当選を果たされました。心よりお祝いを申し上げます。大久保市長におかれましては、今後、当市ばかりか、当市を中心とした茨城県の県北振興にもご尽力されますよう、ご期待を申し上げます。

また、同時に行われました市議会議員補欠選挙におきまして、3名の市議会議員が誕生いたしました。3名の皆様にも心よりお祝いを申し上げます。

さて、我が国はいまだ住民自治権や住民意識は未熟で、その基盤は確立していないと言われております。その中でも、常陸太田市議会は議長を中心に大変頑張っております。議会を構成する一人として、今後一緒になって、二元代表制や議会のあるべき姿を求めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願い申し上げます。

現在、常陸太田市においては、少子高齢化の中、5年、10年先の将来を見据えた安全・安心の総合防災・減災対策、また、さらなる医療、福祉、子育て支援の充実拡大も求められております。各市の雇用創出の問題や魅力ある集客できる商業施設の整備等にも取り組み、少子化、人口減少時代の中、これらを抑制する、また抑制できる地方創生に踏み出しながら、具体的に、そして積極的に、実現に向けた努力をしていかなければなりません。私自身、誰のための地方自治なのかを常に問いかけながら、率先して、利他主義を求めていく議員活動、議会活動に努めてまいりたいと思っております。

それでは、一般質問に入ります。大きく3点質問いたします。

最初に、空き家空き地について質問いたします。昨年、12月定例会でも空き家について一般質問をしましたが、その後、今日までの進捗、また今後についてお尋ねをいたします。

最初に1として、これまでの空き家調査について。

1 点目、調査完了予定時期について。

2 点目、これまでの調査での空き家件数、内訳内容について。

3 点目、所有者との相談件数、所有者への指導、助言について。

4 点目、空き家バンク登録の現況について。

5 点目、危険度の高い、放置されている空き家の現況数と、前回検討すると答弁された除去支援について、お尋ねをいたします。

2 として、空き地についてお尋ねをいたします。

その1 点目、現在、執行部において把握している空き地。できれば内訳として、単独空き地、あるいは単独空き地の面積や空き地に付随している空き地についてもお答えをいただきたいと思っております。

2 点目として、これらの空き地の利活用支援策について。例えば、地区・地域等の公駐車場スペースとか、所有者等の民間によるアパート建設への支援。

3 点目として、放置空き家に対するこれまでの行政指導・助言についてお尋ねをいたします。

2 つ目は農業問題。

1 として、今回は耕作放棄地についてお尋ねいたします。この問題は長年にわたり本市においても問題の1 つになっております。

1 点目、耕作放棄地の現況と増減。さらに、その内訳と内容について。

2 点目、耕作放棄地に対する農業委員会活動についてお尋ねをいたします。

農業問題の2 点目として、新規就農についてお尋ねをいたします。

その1 点目、耕作放棄地解消のための新規就農者等、とりわけ、その内容として、新規参入者と親元就農者等について。

2 点目、国の農水省の取り組みである農業次世代人材投資事業、これは3 月まで青年就農給付金事業と呼んでいましたけども、この内容について。

3 点目、新規就農者の大きな課題である農地の確保、各種資金の確保、営農技術の確保に対する支援について。

4 点目、農業関連の高校や大学等への新規就農要請について。

以上、お尋ねをいたします。

最後に、環境問題の中の不法投棄についてお尋ねをいたします。

合併後本市は茨城県最大の面積を要する市となりました。不法投棄に対するこれまでの行政努力は評価いたしますが、引き続き、今後もなお一層の努力が必要と考えます。本市が目指している人と自然の接点でもある里山の景観を守り、水辺環境の保全を図るためにも、大なり小なり全ての不法投棄を見逃すわけにはまいりません。

ここで1 点目、不法投棄の現況について。

2 点目、監視体制の現況について。特に、今後必要と思っております防犯カメラの設置やドローンによる監視についてもお尋ねをいたします。

以上で私の1 回目の質問を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市民生活部長。

〔西野千里市民生活部長 登壇〕

○西野千里市民生活部長 空き家、空き地についてのご質問で、これまでの空き家調査についての1点目の完了予定時期についてのご質問にお答えいたします。

空き家の現況調査につきましては、昨年10月からゼンリンへ委託しました基礎資料をもとに職員2名体制により、地区ごとに順次実態調査を進めているところでございまして、現地調査の中では、地元の住民の方からの情報によりまして、基礎資料以外の空き家もあわせまして、調査いたしている状況でございますが、当初予定の本年8月を目途に、できる限り早期の完了に努めてまいりたいと考えております。

次に、これまで行ってきた現況調査によります空き家の状況でございますが、本年の5月16日現在におきまして、基礎資料に基づく449件、そして現地調査で発見しましたもの264件の合わせまして計713件を調査しておりまして、ゼンリンの基礎資料に対します進捗率は68.24%となっております。この中におきまして、既に撤去が完了しているものや終了しているものなどで空き家ではない物件が154件ございまして、空き家となっておりますのは559件という状況でございます。

これらの空き家の状態につきましては、国のガイドラインをもとに、建築物の老朽度・危険度をもとに、AからDまでの4段階で判定をしております。老朽度・危険度の最も低いA判定が6件、B判定が91件、C判定が321件、そして、解体が必要と思われるD判定が141件となっております。このうちA判定及びB判定のもの、そして、C判定でも立地条件がよいものにつきましては、調査が完了次第、空き家バンク登録のための資料といたしまして活用を図っているところでございます。

次に、所有者との相談・助言指導についてでございますが、現在、ゼンリンの基礎資料により現況調査を行っております物件につきましては、前段で申し上げましたように、現時点ではデータベース作成のための調査を進めている状況でございます。その他に市民の皆様からの通報、あるいは相談などによる案件がございまして、それらに対しましては別途現地調査を行い、基本的には、順次文書により改善に向けた助言・指導を行っている状況でございます。

平成28年度の状況を申し上げますと、通報等の件数が10件ございまして、完了が1件、助言・指導中のものが8件、調査中が1件という内容になっております。また、平成25年の空き家等の適正管理に関する条例の制定以降の累計件数で申し上げますと、42件の通報等がございまして、完了が11件、助言・指導中が15件、調査中が1件、そして、処理済みのものや所有者等が不明のものが15件という状況でございます。所有者等が不明の場合などは、現地調査の際に関係者あるいは近隣の方などから情報収集を行いながら対応を図っているところでございます。また、助言・指導の通知を出した際の所有者等からの問い合わせに対しましては、家屋の状況やその管理につきまして、適切に行っていただくよう、説明あるいは助言を行っているところでございます。

次に、5つ目の放置された空き家の現況数とその除去支援のご質問でございますが、さきに答

弁申し上げました現況調査によりますD判定の141件の中でも倒壊の度合いが高い物件につきましては、それぞれ個体差も踏まえました中では、60件程度が該当するものと考えております。また、これらの取り壊しが必要とされる物件に対します除去支援につきましては、順次、現況調査をもとに適正な管理が求められます空き家の所有者等への助言・指導を行ってまいります中で、なかなか改善が図られない案件が今後どの程度発生するのか、その状況を見ながら、除去支援策なども含めまして、どのような対策が必要か、検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、空き地についての1点目、空き地の現況についてでございますが、現時点におきましては、市民の皆様などからの通報による案件の状況は把握しておりますが、全体的な空き地の状況につきましては、把握いたしていない状況でございます。

次に、空き地の利活用支援についてでございますが、市の施策、事業等におきまして、特定の空き地の利活用が関係してまいります場合には、その都度検討の対象とされることは考えられますが、あくまでも個人の資産に対します利活用支援ということを踏まえますと、現時点におきましては、積極的に空き地への利活用支援を行っていくことは難しいのではないかと考えております。

3点目の、放置空き地への助言・指導についてでございますが、連絡等によりまして適正に管理がなされていない空き地の情報がありました場合には、現地確認を行い、所有者等の所在を調査した後に、助言・指導といたしまして、文書により、改善への対応を求めているところでございます。

平成28年度の状況につきましては、通報等の件数が49件ございまして、助言・指導を行いました中で、完了が30件、現在、助言・指導中のものが14件、調査中のものが1件、現地確認の結果、管理がなされているもの4件となっております。また、空き地の適正管理に関する条例制定の平成25年以降の累計で申し上げますと、全体で223件の通報がございまして、完了が120件、助言・指導中が41件、調査中1件、所有者等の所在が不明なものが54件、管理されているものが7件という状況でございます。今後とも該当案件に対しましては、条例に基づきまして迅速に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、不法投棄の現況と監視体制についてのご質問にお答えいたします。

初めに、不法投棄の現況についてお答えいたします。不法投棄につきましては、市のシルバー人材センターに委託をしまして、地区ごとに週1回から2回、2名体制でパトロールを兼ねて回収をし、燃やせるものや資源となるものにつきましては、清掃センターで処分をいたしております。それ以外の廃家電や廃タイヤなどにつきましては、金砂郷保健センターの敷地内に一時保管をしまして、まとめて専門業者に処分を委託しております。処分状況でございますが、燃やせるごみや資源ごみにつきましては、清掃センターにおいて、平成27年度22トンの処分に対しまして、平成28年度は24トンを処分いたしております。テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の廃家電につきましては、平成27年度の137台の処分に対しまして、平成28年度は93台を処分している状況でございます。

続きまして、不法投棄の監視体制についてお答えいたします。不法投棄の監視につきましては、前段で申し上げましたシルバー人材センターによる各地区週1回から2回のパトロールのほか、茨城県ボランティアU. D. 監視員として県から委嘱されました11名の方が、日常生活を通して、監視パトロールを行っている状況でございます。

また、県では、6月と11月を不法投棄防止強化月間と定めまして、この6月には、あす7日になりますけれども、当市の「道の駅ひたちおおた」におきまして、街頭キャンペーンを実施することとなっております。

ご質問の監視カメラにつきましては、これまでも町会長様等からのご要望によりまして、頻繁に不法投棄される場所に、関係者あるいは関係機関からの了解を得た上で、監視カメラ及び監視カメラ作動中の立て看板を設置しておりまして、この対策によりまして、不法投棄防止のための抑止効果が見られますことから、今後も継続して取り組んでまいります。

また、ドローンによる監視につきましては、現在、県が3機導入いたしておりまして、平成28年度は県内で33カ所の監視を行った実績があると伺っております。今後、当市において必要と判断された事例が発生した場合には、県との連絡協議によりまして、同様の監視体制をとってまいりたいと考えております。

不法投棄防止につきましては、これまでの取り組みの成果等を踏まえますと、前段の答弁でも申し上げましたように、地域住民の皆様、そして行政等関係機関が一体となって重層的な監視体制をとることがもっとも効果的であると思われまますので、今後も広報等を利用いたしまして、市民の皆様に向けた意識啓発のための取り組みを継続して実施してまいります。市内全域で、また、さまざまな媒体を通して抑止効果を高めながら、引き続き、不法投棄の早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

〔綿引誠二政策企画部長 登壇〕

○綿引誠二政策企画部長 空き家、空き地に関するご質問のうち、空き家バンクの登録の現況についてのご質問にお答えいたします。

本市の空き家バンクにつきましては、平成27年度に開設をいたしまして、登録を希望する方からの申し出を募りまして、延べ19件の物件を登録いたしたところでございます。ホームページに掲載しますとすぐに契約に至るケースが多く、現在の登録数は6件となっております。このように、本市における空き家物件に対する需要は年々高まっておりまして、より多くの物件の登録が必要となっております。そのため、昨年度から、ただいま答弁にもございましたが、市内における空き家の実態調査を行っているところでございます。その中で、利用可能と判断された物件について登録の働きかけを行っているところでございます。さらに、今年度より新たな試みといたしまして、固定資産税の納税通知書の送付にあわせて、空き家バンク登録のご案内を送付いたしたところでございます。これまでに29件の登録に関するお問い合わせをいただきまして、現在登録に向けて準備を進めております。定住人口の拡大を推進する本市におきましては、空き家を活用した移住者の受け皿整備が大変重要であると考えておりますことから、今後におきまし

でも空き家バンクの充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 農業委員会事務局長。

〔金子充農業委員会事務局長 登壇〕

○金子充農業委員会事務局長 農業問題についてのご質問のうち、耕作放棄地についてお答えします。

まず、耕作放棄地の現況と増減、その内訳内容についてでございます。平成28年度の農地法施行状況調査におきましては、市内の農地約6,000ヘクタールのうち、現在耕作されておらず荒れている、いわゆる耕作放棄地は田畑合わせて約273ヘクタールとなっております。さらにそのうち農地として復元可能であると見込まれる田畑の面積は約134ヘクタールとなっております。この耕作放棄地の面積につきましては従来から増加の傾向にありましたが、平成26年以降、各種施策によりまして、特に畑地において、保全管理、営農再開等、再農地化が進み、平成28年度においては、約5ヘクタールの耕作放棄地が解消されております。

続きまして、耕作放棄地に対する農業委員会活動でございます。昨年4月に施行されました改正「農業委員会法」により、遊休農地の発生防止・解消が農業委員会の業務として位置づけられております。具体的には、常陸太田市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針に基づきまして、農地利用最適化推進委員によります現地調査、遊休農地の把握、所有者に対する利用意向確認等を実施し、農地の状況によっては、農地中間管理機構への貸し付け、地域の担い手への集積を推進するなど、耕作放棄地の発生防止に努めてまいります。

○益子慎哉議長 農政部長。

〔武藤範幸農政部長 登壇〕

○武藤範幸農政部長 農業問題についての新規就農に係る4点のご質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の投資における近年の新規参入による就農者や親元就農者についてでございます。平成24年度から28年度までの過去5年間に新たに就農いたしました就農者は、合計で25名でございます。その内訳でございますが、新規参入による就農が7名、親元就農が11名、Uターンによる親元就農が6名、農業生産法人への就農が1名となっております。

就農時の栽培品目の内訳といたしましては、水稻が6名、野菜などの畑作11名、ブドウや梨などの果樹6名、花卉つまりは花でございますが、2名となっております。

また、その他の新たな担い手といたしまして、この5年間で定年帰農講座受講者のうち、27名が直売所や道の駅などへの出荷者に、また、地域おこし協力隊の農業卒として現在3名が果樹栽培などの活動を行っております。

次に、2点目の農業次世代人材投資事業の内容についてでございます。この事業は、次世代を担う青年の新規就農と営農定着を支援するための国の事業でございます。準備型と経営開始型の2つの型がございます。準備型は就農前の研修を後押しする資金の給付で、給付期間は2年以内となっております。経営開始型は独立・自営の就農直後の経営確立を支援する資金の給付で、給付期間は5年以内となっております。いずれの型も対象は45歳未満に就農する方で、一人につき年150万円を交付するものでございます。準備型の2年と経営開始型の5年、それぞれ

要件がございますが、合わせて最大7年間新規就農者を支援する事業となっております。なお、平成24年度の制度開始から現在まで、本市においては8名が当該事業を利用されておりまして、栽培品目はイチゴ、花卉、アスパラ、ネギ、ナスなどとなっております。

次に、3点目の新規就農に当たり、課題である農地の確保、各種資金の確保、営農技術支援についてのご質問にお答えをいたします。

初めに農地の確保につきましては、市の農地バンクに登録されている農地の活用、農業委員会への利用権設定申請によります農地の貸し借り、また、農地中間管理事業によります集積農地の貸出制度などの活用により農地の確保・支援を行ってまいります。

次に、各種資金の確保につきましては、先ほど農業次世代人材投資事業について答弁をいたしました。このほかに農業の制度資金といたしまして、民間の融資資金によります融資制度が3件、また、日本政策金融公庫の融資制度が5件ございます。その中でも、新規就農者向けの融資制度といたしましては、日本政策金融公庫から無利子で12年の償還期間で借り入れができる青年等就農融資資金がございます。この資金は、目標農業所得が年250万円以上、年間の就農時間が2,000時間以内など、認定新規就農者としての要件を満たす青年等就農計画の認定を受ければ、設備資金及び運転資金として活用することができる制度でございます。

また、人・農地プランに位置付けられました経営体になりますと、農業用の機械や施設を導入する際の融資残額について、事業費の10分の3を限度として補助金を交付する経営体育成支援事業がございます。

また、市の単独事業といたしまして、認定農業者や認定新規就農者等が研修等に参加する場合に、10万円を限度に経費の2分の1を研修費用として支援する生産者研修支援事業がございます。今後とも、それぞれの新規就農者が必要とする資金に合った制度の紹介をしてまいりたいと考えてございます。

次に、営農技術の支援策につきましては、県の普及センターや各JA等の生産部会によります技術指導、農業経営士によります研修生受け入れによる技術指導、県の茨城農業アカデミー事業の中の生産技術講座などがございます。

また、新規就農者を受け入れ、技術指導などをしていただける農業者や農業生産法人への支援事業といたしまして、県のニューファーマー育成研修助成事業、農業担い手育成応援事業、国の農の雇用事業などがございます。これら各種事業のPR、活用の促進を図っているところでございます。

次に、4点目の農業関連の高校・大学への新規就農の要請についてでございますが、これまで市が直接高校や大学等に訪問した経緯はございませんが、県農林振興公社主催の「新・農業人フェア」などの相談会に積極的に参加し、就農希望者に対し、市の各種施策等について紹介してきたところでございます。

今後につきましては、議員ご発言のように、市といたしましても、農業系の高校、大学、専門学校等に積極的に出向きまして、農業に関する市の施策等の紹介をしながら、新規就農者の確保に努めてまいります。

○益子慎哉議長 川又議員。

[16番 川又照雄議員 質問者席へ]

○16番(川又照雄議員) ご答弁ありがとうございました。

最初の空き家空き地の空き家の部分でありますけれども、空き家調査、8月目途ということで、大変ご苦労さまでございます。1点だけ。調査完了後の展開やその体制づくり、これをお聞かせいただきたいと思います。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

○西野千里市民生活部長 空き家の現況調査についての再度のご質問にお答えをいたします。

現況調査後の予定につきましては、調査を行ってまいりました資料をもとに空き家データベースを作成いたしまして、まず、関係課等において情報の共有化を図り、利活用の促進を図ってまいりますとともに、助言・指導等が必要な物件の整理を行いまして、順次、所有者等への改善を求めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 川又議員。

○16番(川又照雄議員) その際ですね。その体制づくり、スタッフ、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

○西野千里市民生活部長 体制づくりのご質問でございますが、現在、現況調査につきましては、市民協働推進課、そして少子化対策の両課で実施しておりますけれども、今後の利活用等も含めました指導等につきましては、これは建設部門等もかかわっていく必要があるものと考えておりますが、そういった庁内の組織体制を整えまして、適時適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 川又議員。

○16番(川又照雄議員) わかりました。大変でしょうけれども、頑張ってくださいと思います。空き地、これは、公益性、実情もあると思いますけれども、やはりこれをできるだけ把握するためには、町会担当の職員がおりますよね。そういう人にもお手伝いをいただいて、できるだけ把握する方向で、単に情報を待つだけでなく努力してほしいと思いますけど、この点についてのご所見をお願いします。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

○西野千里市民生活部長 ただいまのご質問にお答えします。

地域の情報収集という面では、やはり、居住している地域の職員からの情報というものも大変貴重になってまいるかと思っております。地域担当制度を今後動かしていく中でも、そういった視点も十分配慮してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 川又議員。

○16番(川又照雄議員) 理解しました。大きな2つ目の農業問題、これは理解しました。今後の展開にご期待を申し上げます。

最後の環境問題、不法投棄、大変だと思いますけども、太田をしっかりと守っていくという視点

で引き続きのご努力をご期待申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○益子慎哉議長 次、5番藤田謙二議員の発言を許します。藤田謙二議員。

〔5番 藤田謙二議員 登壇〕

○5番（藤田謙二議員） 5番藤田謙二でございます。ただいま、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

1つ目は地域産業の振興という観点から、交流人口の拡大と農林水産業の振興についてお伺いいたします。

今春4月3日からNHK全国ネットにおいて、茨城県の県北地域を舞台とした連続テレビ小説「ひよっこ」が放送されています。現在の常陸太田市も含めた奥茨城村という架空の村ではありますが、本市でも一部ロケが行われ、子どもから大人までエキストラ等で参加するなど市民にとっても注目度の高い番組になっていることと思います。

自分も録画をするなどをして、これまで全話欠かさず視聴しています。正直、自分はこれまで余り朝ドラを見た経験がなく、特にヒロインの矢田部みね子が集団就職で東京に上京する前の奥茨城が舞台となっていた作品は、15分間という短い時間のドラマで、毎回のように感動させられ、涙してしまうものとは思っていませんでした。また、流ちょうな茨城弁もとても温かく感じ、親近感を覚えながら、楽しみに拝見させていただいています。放送は9月30日までの全156話ということで、約3分の1が過ぎ、あと残すところ3分の2程度となってきておりまして、今後のドラマの展開も気になるところでありますが、それ以上に、せっかく本市を含めた茨城県北地域が舞台となっている中で、観光振興を含めて生かさない手はないと感じています。

そこで、舞台となった常陸太田市、常陸大宮市、北茨城市、高萩市、日立市、大子町の6市町の自治体で、観光誘客の促進や地域振興を目的とした茨城県北「ひよっこ」推進協議会が発足され、PRを行っているものと思いますが、(1)①として、NHK連続テレビ小説「ひよっこ」を活用した観光振興について具体的に現在どのような活動を行っているのか、また、今後推進協議会または本市独自でどのようなアイデアを検討されているのかお伺いいたします。

また、民放テレビにおいて、日本テレビの日曜日朝7時から放送されている「所さんの目がテン！」という番組の中で、平成27年1月から常陸太田市内某所において、自然がテーマの科学者たちが未来につながる楽しい田舎暮らしを目指す長期実験企画「かがくの里・田舎暮らしの科学」の収録が行われています。これまでに、荒れ地を緑豊かな田畑にして、それぞれの専門分野の科学者のアイデアにより、さまざまな作物の栽培、収穫を成功させたり、里山再生プロジェクトとして、間伐等を行い、イノシシ被害からの対策を講じたりと、興味深い実験企画が実施されています。

現在、地元の工務店が全面的に協力しながらプロジェクトを進めているとのことではありますが、せっかく縁あって常陸太田の地を実験会場として選んでいただき、長期企画として取り組まれている状況のもとで、行政としても何かしら連携・協力体制を築いていながら、本市のPRにつなげてみてはと考えますが、②として、民放テレビ局などメディアとの連携による地域振興につ

いて、これまでの2年半にわたる実験企画の中で、番組サイドから行政への支援協力などの要請はあったのか、また、あったのであればどのような内容でかかわってきたのかについてお伺いいたします。

次に、(2)①「道の駅ひたちおおた」の運営状況及び今後の対策についてお伺いいたします。

昨年7月のオープン以来、間もなく1年が経過しようとしておりますが、初年度としては目標を超える大勢のお客さんに来場いただき、好スタートを切ったものと認識しています。5月の全員協議会においても、オープンしてから今年3月末までの約9カ月にわたる事業実績の概要について説明いただきました。売上高としては、全体で目標の140%を達成し、約6億2,255万円ということで、特に総菜コーナーを含む直売所の売り上げが達成率183.6%と順調で、全体の52%を占め、延べレジ通過者数20万6,456人で割り出すと、客単価も1,589円と目標客単価の801円を大きく上回り、1人当たり約2倍に当たる買い物をしていただいていることになります。

これもオープン当初の生鮮農産物及び加工品、土産品合わせて294名だった直売所の出荷者数が、3月末現在で351名と、57名、約2倍近く増加している成果であろうと思います。また、加工所、フードコート、コンビニなどテナント6店舗についても、売上高113.5%。延べレジ通過者数150.2%と目標を上回っており、これはイベント広場や体験交流施設を活用した592件ものミニライブや園児たちの発表会など数多いイベント等の実施が、道の駅全体の延べレジ通過者70万人超えとなった要因の1つにもなっており、各店舗の増客にもつながったものと評価しています。

一方で、ケーキコーナーを含むレストランにおいては、延べレジ通過者数は105.4%と目標を達成したものの、当初の1人当たりの客単価目標1,320円に対し実績が1,083円にとどまったことから、売上高も86.4%と目標を下回り、トマトハウスの摘み取り体験についても人数及び売上ともに目標に届かなかったとの報告がありました。

オープン2年目を迎え、まさにこれからが正念場であります。最初は、みんな、真新しさに興味・関心を示して足を運んでくれているわけですが、魅力が薄れたり新鮮さが失われるなどマンネリ化してしまうと、一気に客足も減ってしまいます。しっかりと現状分析を行い、より力を注ぎ、加速させる分野や、改善が必要な分野、または思い切って見直しチェンジを図る分野など、検討や決断が大切です。

そこで、①として、1年が経過した中、これまでの実績をどのように捉え、また既に改善を図った事例などはあったのか、さらに課題があるとするならば、その解決に向けた今後の対策についてどのように検討されているのか、お伺いいたします。

2つ目は、新たな雇用創出といった観点から、企業誘致の推進についてお伺いいたします。

本市では、若者定住促進に向けて、新婚家庭家賃助成や住宅取得助成、医療費、保育料、給食費などの経済支援をはじめ、認定こども園や子ども夜間診療などによる子育て環境の整備、さらには、当市に居住しながら近隣に通勤し働くことのできる道路などのインフラ整備等、さまざまな施策に取り組まれているのは周知のとおりです。

そのような中、若者が定住の地として地域を選択する際に大きな影響を与えるものの1つに、働く場所があるのか否かが挙げられます。せっかく、この地を選んでもらっても、働く場所がなかなか見つからないといった状況では、一時的に賃貸住宅には暮らしていても、いざ住宅取得をする際に、定住地としての候補から徐々に外されていってしまうのではと危惧しております。

平成27年7月に実施された常陸太田市第6次総合計画における市民アンケートにおいても、少子化対策として必要なことという項目で、「若者の雇用を促進する」が40.5%。次いで、「子育てをしながら気兼ねなく働ける職場環境をつくる」が39.5%と、子育て・保育に関する直接的な施策以上に、雇用・職場環境に関する施策を望む声が多い結果となっています。

そこで、新たな雇用創出のためにも企業誘致というものが必要不可欠であるわけですが、これまで、常陸太田工業団地やハイテクパーク金砂郷、宮の郷工業団地において、積極的な企業誘致活動を展開し、新たな企業の立地を促進してきた中、工業団地の中で、実際にどれぐらいの方が地元採用となり働いているのか。また、企業誘致の受け皿となる業務用地等である宮の郷工業団地の残り1区画をはじめ、小中学校や高等学校の跡地等における企業誘致状況等について、①として、工業団地への企業誘致による雇用状況及び企業誘致の現況についてお伺いいたします。

次に、新たな雇用の創出や買い物環境改善を目的とした日々の生活に楽しみを添える魅力ある商業施設等の誘致促進策として、国道349号バイパス沿道地区、いわゆる常陸太田市東部地区開発に向け、市民の期待も高まっております。なお、開発の手法としては、土地区画整理事業により進めることと聞いておりますが、②として、事業の進捗状況及び今後の見通しについてお伺いいたします。

3つ目は、結婚・定住の推進についてお伺いいたします。

まず、(1)の結婚推進についてであります。

少子化・人口減少対策を推進する上で、子育て支援をはじめ、さまざまな施策が展開されていますが、その前提として、未婚者率を引き下げ、結婚者数を増加させることが大変重要になってきます。本市では、これまでも、結婚相談センター「YOU愛ネット」の運営を初め、市内NPO等に委託して、出会いの場の創出やスキルアップセミナーなどを開催するなど、結婚支援を推進してきているものと認識しています。しかしながら、その成果というものはなかなか実感しにくく、未婚・晩婚の解消を図るためには、現状の支援体制を検証し、新たな支援策の提供を検討していく必要があるものと感じています。

そこで、①として、本市における年代別に見た男女の未婚率の割合や、結婚を希望する独身者への支援体制について、現状及び課題、改善策等についてお伺いいたします。

次に、(2)定住促進についてであります。結婚推進同様、少子化・人口減少の抑制を図るべく、特に若い世代の定住促進に向けた新婚家庭家賃助成金の交付や子育て世帯と同居するための増改築への助成、市営住宅への入居基準の緩和など、子育て世帯や新婚家庭の住宅取得に対する経済的支援などが展開されています。また、民間賃貸住宅の新築に対する補助として、固定資産税の助成のほか、1戸当たり50万円、1棟の上限を400万円とする建築助成なども行われ、住宅環境づくりが進められております。

そこで、新婚世帯や子育て世帯向けの民間賃貸住宅の需要が増えている中、①として、新築補助による民間賃貸住宅の立地地区も含めた現況と、今後コンパクトシティといった観点などを考慮していくこともあろうかと思いますが、地区を絞った立地誘導等の考え方についてお伺いいたします。

4つ目はスポーツの振興についてであります。

先週水曜日には、今年で9回目の参加となる笹川スポーツ財団による「健康スポーツチャレンジ」が開催され、本市においては、昨年を上回る3万1,320名の市民がスポーツや運動に汗を流し、全国の参加自治体との参加率を競う対戦においても、佐賀県神埼市を相手に58.3%対46.4%と11.9%の大差をつけ勝利しました。年々エントリーする市民も増え、健康や体力づくりへの関心も高まってきているように感じています。

そのような中、2年後には、昭和49年第29回大会である「水と緑のまごころ国体」以来、2度目の茨城県開催となる国民体育大会が開かれます。前回大会のときには本市はボクシング会場となり、自分も小学3年生ながら、大会に向け整備された通称国体道路を歩いて会場となった太田中学校の体育館に観戦に行ったことを今でも鮮明に覚えています。当時は地域を挙げたお祭り騒ぎで、子どもながらにわくわくした日々を過ごした記憶があります。

昨年までの過去71回にわたる国体の結果を見ても、天皇杯、皇后杯ともに、ほぼ開催県がその栄冠を手にしており、2年後の第74回大会となる「いきいき茨城ゆめ国体」においても、前回の茨城大会以来の総合優勝杯を目指した本県選手団の活躍を期待するところであります。

また、昨年設立された国体、全国障害者スポーツ大会に向けた市実行委員会の設立目的にも、スポーツ活動への普及・発展や、スポーツを通じた交流人口の拡大、大会開催に向けて市民と行政が協働することで、市全体の一体感の醸成、そして本市の目指す生涯活躍の町、健康寿命の延伸の実現に向け極めて有意義と記されているように、国体開催を契機に市のスポーツ振興をさらに促進させるチャンスであるとも感じています。

そこで、今回の国体及び全国障害者スポーツ大会において、本市はソフトボールを中心に、グラウンドソフトボールやフットボールベースボールの競技会場として、白羽スポーツ広場や山吹運動公園が使用されることとなっておりますが、①として、使用施設整備等も含めた準備全般の進捗状況についてお伺いいたします。②として、今回の国体開催に向けた準備を機会に、老朽化したスポーツ施設の改修を初め、各地区の運動公園及びスポーツ広場の機能を充実させ、学生や少年団のスポーツ合宿等をさらに積極的に誘致されてはと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

以上、4項目9件についてお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。答弁のほどよろしくお願いたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。商工観光部長。

〔岡崎泰則商工観光部長 登壇〕

○岡崎泰則商工観光部長 商工観光部関係の、まず交流人口の拡大についての2点のご質問にお答えをいたします。

1点目のNHK連続テレビ小説「ひよっこ」を活用した観光振興につきましては、現在、昨年の10月に茨城県と県北6市町で設立をいたしました茨城県北「ひよっこ」推進協議会を中心に取り組んでいるところでございます。

その取り組み状況につきましては、まずドラマロケ地としての広報周知を図るため、「ひよっこ」特設ホームページを開設いたしまして、「ひよっこ」ゆかりのスポット情報などストーリーに絡めた奥茨城村イコール県北地域の魅力の発信など、番組放送を契機として、県北6市町のPRや誘客を図るための情報発信に取り組んでいるところでございます。

また、土産物品等の販売促進のため、「ひよっこ」推進協議会のロゴマークを作成いたしまして、現在165の業者で413の商品に活用をいただいております。そのうち、市内につきましては、24の業者で、商品数が85となっております。

さらに、5月24日、25日の2日間、東京三越銀座店で開催されました茨城フェアに茨城県北「ひよっこ」推進協議会コーナーを設けまして、「ひよっこ」のロゴマーク付きの土産物品等の販売を通して、県北地域の観光PR等を行ったところでございます。

本市独自の取り組みといたしましては、市観光物産協会のホームページやフェイスブック等SNSを活用した情報の発信、また、各種イベントの開催の際にも、「ひよっこ」のロケ地としての本市のPRや4月3日の放送開始に合わせまして、本市の観光の玄関口でございます「道の駅ひたちおおた」におきまして、「ひよっこ」関連のお土産コーナーを設け、「ひよっこ」のロゴ付きの特産品等の販売や番組リーフレット、ノベルティ等を配布し、PRを行っているところでございます。また、今回の「ひよっこ」のロケ地と、これまでほかの番組等で本市が使用されたロケ地をめぐるツアーを企画いたしまして、現在、ツアー会社がその募集をしているところでございます。

今後の計画につきましては、「ひよっこ」推進協議会による県北6市町のロケ地マップの作成やロケ地等をめぐるスタンプラリーの実施、また観光誘客PRキャラバンを県内で4回、県外で1回の合計5回を計画しているところでございます。

本市につきましては、市観光物産協会ホームページに、「ひよっこ」の特設コーナーの開設や「ひよっこ」推進協議会でロケ地マップの作成やスタンプラリーを実施することから、NHKとの協議のもと、映像で見たシーンの場所に実際に訪れることができるよう、案内誘導看板等の設置をしてみたいと考えております。

今後も、「ひよっこ」推進協議会と連携した効果的なPR活動、誘客活動を推進いたしまして、新たな「ひよっこ」ファンが本市を訪れるきっかけづくりを推進してみたいと考えております。

2点目の、民放テレビ局などのメディアとの連携による地域振興についてでございますが、ご質問の日本テレビの「所さんの目がテン！」に対する市の支援、また、その内容についてでございますが、この番組につきましては、平成26年11月に本市をロケ地とすることが決定されまして、番組担当ディレクターが私どもの観光担当を訪れ、ロケの支援についての要請がございました。

そのため、まず、この番組の企画内容が、放置された土地を里山として再生しようとする試みで、ロケも長期間になる実験企画番組であることから、地元の理解が必要となるため、番組制作者から番組の趣旨等について、地元の町会長さんや住民の皆様に対し地元説明会を開催するなどして、地元の理解と協力のもとロケができるようしてきたところでございます。

ロケに対する支援につきましては、基本的に、番組制作者や地元の要請に基づいて行ってまいりましたが、里山再生という大きなテーマであるため、支援に対しても多岐にわたり、農政分野の支援も必要となることから、観光担当と農政担当とで、おのおの分野別に番組制作が円滑に進められるよう支援をしてきたところでございます。

具体的な観光担当の支援としましては、ロケに対する地域説明やロケ地情報の提供、宿泊施設や飲食店の紹介、耕作放棄地を解消するための業者の紹介やイベントで使用する集会所の使用交渉などを行ってまいりました。農政担当といたしましては、野菜栽培のための生産者や農業用資材業者、また、機械業者の紹介、イノシシ対策のための地元の有害鳥獣捕獲隊の紹介、また、里山整備のために立木伐採等の相談などを受けております。

ロケ地につきましては、テレビ等で放送されることによりそのインパクトが大きいことから、貴重な観光資源であると考えてはおりますが、ロケが継続している場合など、ロケ地が非公開になっているため、そのロケ地をPRできないというジレンマもございますが、今後も引き続きテレビや映画等のロケに対する支援・協力を行い、観光振興、地域経済の活性化につなげるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、企業誘致の推進についてのご質問にお答えをいたします。

まず、工業団地への企業誘致による雇用状況でございますが、平成28年4月末の数値で申し上げますと、市内の3つの工業団地全体で1,024名の方が働いております。そのうち市内の方は476名で、割合としては全体の46%となっております。

工業団地別で申し上げますと、太田工業団地では、808名中、市内の方が395名、宮の郷工業団地では70名中、市内の方が31名、ハイテクパーク金砂郷工業団地では146名中、市内の方が50名となっております。

また、工業団地で働く市民の方の推移を見てみますと、平成25年が392名、平成26年が416名、平成27年が458名と、年々工業団地で働く市民の方が増加している状況でございます。

これまで、市内の雇用を促進するため、市民雇用奨励金の創設や地元高校生とその保護者を対象にした企業説明会、また学生及び一般求職者を対象とした合同就職面接会を開催してまいりましたが、本年度に入りまして団地内の企業から求人を募集してもなかなか人が集まらないというような相談がございまして、急遽、常陸大宮ハローワークと共催で、工業団地内企業の就職面接会を実施したところでございます。今後も状況を見ながら、適宜、就職面接会等を開催し、市民の市内企業への就職支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の現況についてお答えいたします。

まず、企業誘致の対象としております事業用地につきましては、工業団地では、宮の郷工業団

地の2.5ヘクタールの1区画と、常陸太田工業団地では、既に分譲されたものの工場等に利用されていない土地1ヘクタールで1区画、また民有地につきましては、工場跡地等5件で1.8ヘクタール、その他にも、高等学校跡地や小中学校跡地4件で8.5ヘクタールとなっております。

これらの事業用地への企業誘致に当たりましては、何よりも進出企業の情報が重要となりますことから、県が主催する企業立地セミナー等への参加や企業、また金融機関等を訪問して情報収集に努めているところでございますが、平成28年度につきましては10社からの引き合いがございまして、市独自の優遇措置制度や新技術開発助成等の各種フォローアップ事業、また、子育て支援施策等のPRを行いながら誘致を図ってまいりましたが、残念ながら契約まで至っていないというような状況となっております。

今後も引き続き関係機関と連携を図り、企業情報の収集に努めるとともに、民有地等の工場適地情報につきましても情報収集を行い、企業誘致に努めてまいりたいと考えております。あわせて、現在計画されております東部土地区画整理事業用地につきましても、事業担当課並びに関係機関と連携し、早期に企業立地が図れるよう誘致に努めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 農政部長。

〔武藤範幸農政部長 登壇〕

○武藤範幸農政部長 農林水産業の振興についての「道の駅ひたちおおた」の運営状況及び今後の対策についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、これまでの実績をどのように捉えているのかとのご質問についてでございますが、平成28年度は、施設全体の売上額、レジ通過者数ともに目標値を上回り、また約90名の雇用機会も創出されるなど、まずは順調なスタートを切ったものと考えてございます。

道の駅の設置目的の1つでございます農林水産業の振興という観点からは、道の駅全体の売上額6億2,000万円のうち直売所の売上げが約52%の3億2,800万円を占め、また加工所、フードコート、レストランにおいては、野菜、果樹、米などの地場産物が約1,673万円分活用されるなど、農家所得の向上、地域農業の振興等に寄与してきたものと考えてございます。

一方で、直売所における魅力ある品ぞろえや夕方になると地場産物が少なくなってしまうという状況なども見受けられたことから、POSデータ等の活用により、出荷者協議会や関係機関と連携し、農家支援育成を図っていく必要があるものと考えているところでございます。

また、交流人口の拡大という観点からは、3月末までに延べ約70万人の方々にご来店をいただき、観光案内所におきましては、県内はもとより、関東の各都県などからおいでいただきましたお客様に対し、竜神大吊橋、西山荘、鯨ヶ丘や各温泉施設、ブドウや梨などの観光果樹園への案内を行うなど、市内各地への交流人口の拡大の一翼を担ってきたものと考えてございます。今後とも、市観光物産協会と連携し、市内全域への誘客や首都圏を中心としたツアー会社へのPR活動等を積極的に行ってまいりたいと考えてございます。

次に、これまでに改善を図ってまいりました事例についてでございますが、まず、お客様からいただきました声を真摯に受けとめ、その改善を図るため、オープン後、施設入り口やフードコートにお気付き箱を設置いたしました。これまでに、よい意見や改善を求める意見など、約26

0件の意見をいただいたところでございます。これらの意見を踏まえまして、施設面におきましては、駐車場のポールに車両が接触するなどの事案が多かったことから、接触が多いポールの撤去や視認性を高める改修を行ったところでございます。また、子ども広場、遊具回りのロープを改善し、広場や遊具で遊ぶお子様たちの安全性の確保を図ってきたところでございます。

経営面におきましては、直売所におけるPOPやレシピの掲示、また、レストラン、フードコートにおけるメニュー改善や、接客対応の改善などを図ってきたところでございます。

次に、課題解決に向けた今後の対策でございますが、議員ご発言のとおり、2年目となる今年度がまさに重要であると考えているところでございます。

そのため、今年度、特に重点的に取り組むことといたしまして、1つ目といたしましては、引き続きにはなりますが、お客様の声を大切に、真摯に受けとめ、改善できることは迅速に対応できる体制づくりを強化してまいります。2つ目といたしましては、事前告知による情報発信を強化し、リピーターの確保と新規のお客様の掘り起こしを行っていくところでございます。

そのためにも、直売所におきましては、季節や旬、地域性を捉えた農家の皆様との連携によります新たな野菜などの作付け支援などに取り組み、魅力ある品ぞろえや品質向上の確保、また、フードコートやレストランにおきましては、「道の駅ひたちおおた」ならではの商品やメニューの提供と定期的なメニューの更新など、さらには、年間を通した自主企画や市民との協働によるイベントの開催など、道の駅に行けば何か楽しいことがあるというような話題性のある仕掛けを道の駅全体として取り組んでまいります。そして、これらの情報を、ホームページやSNS、マスコミやチラシ、ポスターなどを効果的に活用し、発信してまいります。

3つ目といたしましては、スタッフ教育の強化でございます。昨年度におきましては、スタッフ教育の一環といたしまして、おもてなし研修やサービス力向上などの研修を行ってきたところでございます。ところが、まだまだスタッフの接客などに対するお客様からのお叱りの声が多いのも現状でございます。今年度におきましては、スタッフの資質向上を目指した定期的な研修等の実施など、さらなる人材育成の強化に取り組んでまいります。

これらに重点的に取り組み、「道の駅ひたちおおた」の魅力向上と集客に努め、所期の目的が達成できるよう、今後とも常陸太田産業振興株式会社と連携し、さらなる努力を積み重ねてまいります。

○益子慎哉議長 建設部長。

〔真中剛建設部長 登壇〕

○真中剛建設部長 初めに、新たな雇用の創出について、国道349号バイパス沿道地区、東部地区への商業施設等の誘致促進に向けた進捗状況及び今後の計画についてお答えいたします。

東部地区は、東部土地区画整理事業として新たな雇用の創出や買い物環境の改善に合わせ、若者世代を初め、誰もが働くことのできる職場の確保により、定住人口の増加にもつながり、将来にわたり持続可能なまちづくりとして事業推進に努めているところでございます。

これまでの進捗状況でございますが、地権者の方々から成る土地区画整理組合の前身であります準備会において本年2月末に第3回説明会を開催し、今後の土地利用計画案、事業の進め方な

どについて説明を行い、土地区画整理事業へのご理解を求めてまいりました。この事業は、組合にかわって民間企業が業務を代行する業務代行方式による手法を取り入れております。本年4月には、その業務代行者の前段であります事業協力者の募集を行ったところ、2社の企業から応募があり、現在、準備会で審査を行っているところでございます。今後、準備会と事業協力者で事業計画案などの検討を行い、より確実な事業の実施を目指してまいります。

これと並行いたしまして、当土地区画整理事業においては、当地区を市街化区域に編入する必要がある、その前提として農振農用地の除外を目的とした国との事前協議、いわゆる農林協議を行うため、現在、県の関係各課からご指導いただき、調整を進めているところであります。この農林協議の同意が得られ、都市計画決定の手続などを経て、事業主体となる土地区画整理組合として認可された後、造成工事などの事業を遂行していくこととなります。商業施設などの立地につきましては、組合から承認をいただき、インフラ整備を進め、造成の完了した区画から、順次、進出企業へ引き渡しを行っていただければと考えております。

なお、これらの事業の流れは、先ほど申し上げました農林協議における国の同意をいただくことが大前提であるため、同協議の早期完了を目指し、鋭意取り組んでおります。この協議が完了次第、より具体的な事業展開をご報告させていただけるものと考えております。

続きまして、結婚・定住の推進について、新築補助による民間賃貸住宅の現況と今後の方策についてお答えいたします。

人口減少や少子・高齢化による課題に対し、子育て支援や若者の定住・移住に関するさまざまな定住促進施策を実施しております。

その中の1つの事業として、住宅や居住に対する支援策として、集合賃貸住宅の取得促進を図る目的で、市内に民間集合賃貸住宅を建設する個人・法人に対し、その費用の一部を助成する制度である民間集合賃貸住宅建築費用助成事業を平成27年度から実施しております。

この事業における対象の助成金額は、集合賃貸住宅は1棟4戸以上とし、1戸当たり50万円であり、さらに、1棟の限度額が400万円となります。また、戸建てや1棟2戸の賃貸住宅においては、1戸100万円とし、1棟の限度額を200万円としております。今年度の対象戸数は、集合賃貸住宅が24戸、戸建てが4戸として、申請者からの1つの事業計画に対し、1棟を助成対象としております。

次に、対象地域でございますが、都市計画区域内及び準都市計画区域としております。この区域の設定につきましては、集合住宅の建設としての環境整備が可能であり、土地利用が容易である区域と考えております。これまでの実績といたしまして、交付対象数が平成27年度には3棟19戸、平成28年度は5棟25戸でございます。建物の構造・規模は木造と軽量鉄骨づくりで、それぞれ2階建てであり、住戸タイプは1LDKから2LDK、住戸当たりの床面積は45から60平米となっております。建築場所につきましては、寿町、山下町、西三町、磯部町、瑞龍町、上河合町でございます。

これまでの入居の状況につきましては、建設中より問い合わせが多く、入居開始時には即満室となるなど、住宅確保への必要性がより求められている現状でございます。今年度におきまして

は、この事業における対象戸数の拡充を行い、希望者が民間賃貸住宅へ入居しやすい環境整備を図り、住宅確保への取り組みを進めてまいります。

今後におきましては、民間賃貸住宅及び宅地開発などに対し、市有地の活用も含め他施策や計画との連携を図り、賃貸住宅など居住への需要と供給のバランスを見据えながら、良好なる住宅環境づくりによる移住・定住の促進に引き続き努めてまいります。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

〔綿引誠二政策企画部長 登壇〕

○綿引誠二政策企画部長 政策企画部関連の2点のご質問にお答えいたします。

初めに、結婚推進についてのご質問のうち、未婚者の割合や結婚を希望する独身者への支援体制についてのご質問にお答えいたします。

本市におけます年代別未婚率でございますが、直近の平成27年国勢調査の結果によりますと、25歳から29歳までについては男性が80.2%、女性が69.5%、30歳から34歳までにつきましては、男性が58.6%、女性が43.8%、35歳から39歳までにつきましては男性が43.5%、女性が28.7%となっております。それぞれの年代におきまして、男女とも国の平均よりも1割ほど高い数値となっております。これらの要因として考えられますことは、結婚はするものの、結婚を機に職場に近い近隣市町村へ転出している例や、出会いの場の減少など、さまざまな要因が考えられるところでございます。

本市におきましては、このような状況を踏まえ他市町村に先駆けて結婚に対する取り組みを開始いたしまして、平成22年より市独自の結婚相談センター「YOU愛ネット」を設置し、あわせて出会いの場を創出するための婚活パーティの実施や結婚に関するセミナーなどを開催するなど、結婚を希望する方々への後押しを行ってきたところでございます。

こうした結果といたしまして、本年3月までに111組が成婚に至っている状況にございます。しかしながら、まだまだ本市の未婚率を下げるまでには至っていない状況にございます。そのため、市内でのさらなる結婚の推進に当たり、昨年度より、じょうづる縁結び隊を組織いたしまして、地域での婚活や「YOU愛ネット」への登録推進など、市民ぐるみでの取り組みを進めているところでございます。

本市の最重要課題である少子化・人口減少対策のためには、結婚、出産、子育てなどのしやすい環境を総合的に整備することが必要であると考えておりますことから、今後におきましても、結婚推進に積極的なNPO等の支援や市民の方々のご協力をいただきながら、市内での結婚・定住を進めるとともに、新婚家庭の家賃助成、子育て世代等への住宅取得助成と切れ目なく支援することにより、本市の定住人口の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目の4、スポーツの振興についてのご質問のうち、「いきいき茨城ゆめ国体2019」における主要施設整備等も含めた準備全般の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、国体の開催準備のため、議員ご発言のとおり、昨年8月27日に市の実行委員会を設立したところでございます。さらに、総務企画、競技式典、宿泊輸送交通、医事衛

生警備に関する4つの専門委員会を設置いたしまして、開催の推進総合計画並びに各分野における基本計画を定めまして、現在準備を進めているところでございます。

今年度におきましては、それぞれの基本計画に基づきまして活動を行うこととしておりますが、特に、市民への国体開催の認知度アップのための広報啓発活動に取り組むとともに、市内の小中学校にご協力をいただきながら、手作りのぼり旗の作成や花いっぱい運動の試行栽培などに取り組むこととしております。

このように、この国体の開催を本市を全国にPRする絶好の機会と捉え、市民の皆様のご協力をいただきながら、全国から訪れる方々を温かくお迎えし、再度の来訪につながるよう、心を込めたおもてなしができるよう、今年度から取り組みを進めてまいります。

次に、主要施設の整備状況についてでございますが、男子のソフトボールの競技会場となります山吹運動公園野球場及び運動広場のグラウンドの改修工事を昨年度完了したところでございます。今年度につきましては、女子のソフトボールの競技会場となります白羽スポーツ広場のグラウンド改修工事を予定しております。

なお、使用する施設の整備に当たりましては、全国から訪れる選手が日ごろの練習の成果を十分に発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 「いきいき茨城ゆめ国体2019」について、学生や少年団のスポーツ合宿の積極的な誘致促進についてのご質問にお答えいたします。

現在、夏休みや冬休みを中心に、毎年首都圏などから高校生や大学生団体などの合宿に、市内のスポーツ施設を利用させていただいております。特に、山吹運動公園は公共の宿泊施設である西山研修所が近く、体育館と野球場、グラウンドが同敷地内にあり、大変使い勝手がよく、使用料も安価でよいという声をいただいております。

本年も山吹運動公園、体育館、野球場、金砂郷ふれあい広場野球場、水府海洋センター、里美運動広場などを中心に、7月、8月に限りますと、現在のところ合宿だけで26団体、延べ94日の予約が入っている状況であります。さらに、運動場と体育館を備える「かなさ笑楽校」でも、12団体24日の合宿の予約がございます。

なるべく多くの団体に当市の施設を利用させていただくため、合宿等で利用していただいたときに翌年度の仮予約を受け付けるなどして、リピーターの確保に努めております。また、利用団体からの申し込みだけでなく、市内宿泊施設や旅行会社等を経由しての申し込みについても積極的に受け付けをしているところでございます。

なお、合宿を希望する期間が集中し、希望する施設がとれない場合は、市内の同様の施設へ振りかえたり、また、公共の宿泊施設がとれない等の相談があった場合には、市内の民間の宿泊施設を紹介するなどの対応をとっており、利用者からよい評価を得ているところであります。今後も引き続き、高校や大学、そして関係する業者等と連携を図りながら、スポーツ合宿や大会等の誘致に努めてまいりたいと考えております。一方、老朽化したスポーツ施設につきましては、補

修をしていくことはもちろんでございますが、昨年度末に策定されました市の公共施設等総合管理計画に基づき管理をしながら、引き続き、合宿等を初め、多くの皆様に満足して利用していただくよう努めてまいります。

なお、先日、白羽運動公園で開催されましたリトルリーグティーボール関東大会に参加した役員の皆様、保護者の皆さんから、大変すばらしいグラウンドだとプラスの評価をいただきました。このグラウンドにつきましては、今年度改修し、さらに使いやすくする予定であります。合宿等にも利用してもらえよう努めてまいります。

○益子慎哉議長 藤田議員。

〔5番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○5番（藤田謙二議員） それでは、2回目の質問に入ります。

まず、1、地域産業の振興についての(1)①ですが、NHKの朝ドラで茨城が舞台になったというのは、実は昭和49年放送の14作「鳩子の海」以来、実に43年ぶり、2回目ということで、大変貴重な機会であると言えます。また、全国各地を舞台に取り上げることで、それぞれの地域振興へも大きな影響を与えてくれていることも周知のとおりであります。

今回、この96作品目となる「ひよっこ」の舞台が茨城県の奥茨城村となったのは、脚本家である岡田恵和氏の強い思いがあったからと言われていています。この岡田氏ですけれども、茨城を舞台に選んだ理由について、「なかなかその魅力が全国に伝わっていない気がする茨城県。東京から見ると東北より近いからか、さほどふるさととして思い浮かぶイメージではなく、かといって、すぐ近くなわけでもないのに、意外と知られていない。もったいないです。日本のふるさとの原風景がそこにはあるのに。そんな茨城の方に喜んでいただいたり、全国の方に知らなかった茨城の魅力に気づいていただくのも、朝ドラの大きな使命だと思っています」とコメントをされています。

そんなありがたい思いに応えるためにも、この「ひよっこ」人気にあやかった展開に期待がかかるわけですが、以前、映画の「ディアドクター」がこの地でロケを行った際にも、多くの市民やエキストラ等で支援・協力するなど盛り上がりを見せたんですけれども、撮影後、残念ながら、そのロケ地の観光振興という点に関してはなかなか生かしていない状況にあって、もったいないとの思いを抱いた市民も少なくないと感じています。そんな教訓を生かす意味でも、ぜひ放送期間である9月末までの残り4カ月の間に関係部署がいろんなアイデアを出し合って、交流人口の拡大へとつなげていただきたいと思います。

例えば、常陸太田の玄関口でもある幸久大橋に、「ようこそ ひよっこのふるさと奥茨城村へ」であったり、「日本のふるさとの原風景 奥茨城村」などのキャッチ看板等を設置するなども1つだと思いますし、道の駅のレストランで、「すずり亭」のハヤシライスといったメニューを展開するのも1つかと思いますので、ぜひ話題づくりにも力を注いでいただきたいというふうに思います。

その中で、映画やテレビの撮影や誘致の支援窓口として、市のPRにも重要になってくるのがフィルムコミッションでありますけれども、本市でも常陸太田フィルムコミッションとして、ホー

ムページを開設して取り組んでおりますが、拝見しますと、撮影実績も平成27年の6作品の掲載以降、平成28年に入ってから、約1年半経過しておりますけれども、追加掲載がなされていないような状況にあります。また、ロケーションライブラリーとして6種類のカテゴリーに分けて掲載されているおすすめの数ヶ所スポットも、見直しや追加等が定期的に行われているのか、常陸太田フィルムコミッションのホームページの更新についてお伺いいたします。

○益子慎哉議長 商工観光部長。

○岡崎泰則商工観光部長 フィルムコミッションのホームページにつきましては、ご指摘のとおり、平成28年2月の更新を最後に更新されていないというような状況になっておりますので、速やかに未掲載のものを掲載しますとともに、今後は、ロケーションライブラリーを含め、最新のロケ情報を適時更新して充実したホームページにしたいというふうに考えております。

以上です。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） ぜひ、早急な改善をお願いいたします。

次に、(2)①については、5月の全協における事業実績の概要説明時の資料においても、ほぼ全ての項目で目標達成している中、逆に数少ないものの目標を達成できなかった分野が気になるところであります。その中でレストランの売り上げ目標86.4%については、どのような検証が行われているのかお伺いいたします。

○益子慎哉議長 農政部長。

○武藤範幸農政部長 レストランの検証についてお答えをいたします。

レストランにおきまして、昨年10月から専用のアンケート用紙を設置し、3月末までに435名の方からご意見をいただいたところでございます。その内容でございますが、お客様の構成といたしましては、女性客が約68%、男性が約32%、また年齢層といたしましては、50歳代と60歳が合わせまして44%を占め、次に30歳代と40歳代が合わせまして34%となっております。当初計画といたしましても、ターゲットは主婦層を中心とした女性客としておりましたことから、この件につきましては計画に沿う内容となっているものと考えてございます。

次に、料理の味やメニュー、価格、店の雰囲気、スタッフの対応などにつきましては、全体といたしましては満足度が80%を超えておりまして、特に店の雰囲気や清潔感などの満足度は高くなってございます。一方、ビュッフェメニューの品数や料理の味、またスタッフの対応などにつきましては、不満の割合が10から17%となつてございまして、改善が必要であるものと捉えてございます。さらには、リピーターの割合が約30%にとどまっていることから、メニューの定期的な更新が必須であると分析をしているところでございます。

これらを踏まえまして、今年度、レストランの運営目標といたしましては、料理の品質の向上はもとより、メインメニュー、ビュッフェメニューとも定期的なメニューの更新と事前告知の徹底、また、スタッフのスキルアップを掲げ、取り組んでいくこととしてございます。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） わかりました。

また、トマトハウスの摘み取り体験者数もですね、25.4%と若干少なかったように感じております。ぜひ、重点道の駅に認定された要因の1つでもありますので、体験を楽しめるような体制づくりに期待をしています。よろしく願いをいたします。

次に、大項目2の新たな雇用創出についての①ですけれども、平成28年度は10件の引き合いがあつて、優遇措置制度やフォローアップ事業、子育て支援施策等のPRも行いながら誘致に取り組んできたものの、契約までには至らなかったとの答弁ありましたが、その契約に至らなかったのは、どのような理由からなのかお伺いをいたします。

○益子慎哉議長 商工観光部長。

○岡崎泰則商工観光部長 契約に至らなかった理由でございますが、昨年度、引き合いのあった企業10社のうち、交渉が打ち切りになった企業が5社ございまして、その打ち切りになった理由としましては、相手企業の事業計画の変更に伴うものが3件、土地所有者と土地価格の折り合いがつかなかったものが1件、同じく土地所有者から進出企業の業務内容の了承が得られなかったものが1件という状況となっております。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） わかりました。ぜひ、今後、民有地への誘致につきましても積極的に進めていただきながら、早く1社でも契約に結びつくことを期待してございます。

次、②についてはですね、今後の見通しとしまして農林協議が重要な要素ということであり、先ほどの答弁を聞いた印象からしますと、まだまだ時間がかかりそうな感じを受けました。昨年、市民からも、「いつぐらいに349バイパス沿道開発はできそうなの」との問いかけを受ける中で、あえて伺いますが、商業施設の誘致が目に見え始まるのが、四、五年、できれば4年先ぐらいと思いたいのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○益子慎哉議長 建設部長。

○真中剛建設部長 難しい要素も含まれていることは事実でございますが、それぐらいに成果が出せるように、最大限努力していきたいと考えております。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 最近の若者の傾向としては、サービス業に従事することを希望する方が増えていることでもありますので、少しでも早く誘致が実現することを要望をいたします。

次に、大項目3、結婚・定住の推進についての(1)①では、昨年度からじょうづる縁結び隊が組織され、活動されているということでありまして、茨城県でも、若者の結婚を支援するために、地域におけるお世話役として、出会いの相談や仲介、茨城出会いサポートセンターのPR等をボランティアで行っているマリッジサポーターが組織されておりますが、本市におけるじょうづる縁結び隊の構成及び具体的な活動内容についてお伺います。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

○綿引誠二政策企画部長 じょうづる縁結び隊の、まず構成についてでございますが、男性が8名、女性3名の計11名となっております。うち10名の方々が県のマリッジサポーターを兼ねてございます。具体的な活動内容につきましては、隊員の方々がお持ちの結婚を希望する方の情

報を隊員同士で交換・共有することで、お見合いのセッティングや市が開催する婚活イベント等へのご案内にご協力をいただいているところでございます。

なお、この情報交換を行う場といたしまして、毎月1回、第1水曜日に結婚相談センター「YOU愛ネット」において、定例会を実施しているところでございます。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） わかりました。ほとんどの方が県のマリッジサポーターも兼ねているということでもありますので、この県のサポートセンターとの連携なども含めて経験のある方が多いということでしょうから、今後、非常に重要な役割になってくると思うので、昔で言う仲人に値するような縁結び隊の方々のさらなる促進に向けて力を注いでいただきたいと思います。

次、(2)の①については、昨年度より助成対象戸数の拡充を図っているということですので、ぜひ、さらなる促進に期待をいたしております。

そして次に、第1項目4のスポーツの振興についてでございますが、こちらに関しては、グラウンドの改修工事を中心に順調に進んでいるということですが、今回の主要施設となっております山吹運動公園の屋外トイレの中には男女共用となっているところもあって、利用者からすると抵抗を感じるとの声も上がっています。今回の一連の施設整備に当たって、その改修の計画があるのかお伺いします。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

○綿引誠二政策企画部長 このたびの国体に使用する施設の整備に当たりましては施設の整備基本計画というものを策定しておりまして、原則といたしまして既存の施設を活用することとしております。ご質問の屋外トイレでございますが、既存の施設を有効活用させていただきたいと考えておりますが、不足が見込まれる場合につきましては仮設等で対応してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） わかりました。ぜひ、男女の区分やつい立て等、仮設トイレにも配慮をお願いをいたします。

最後、②についてですけれども、山吹公園と隣接の西山研修所を中心に、特に夏の時期に予約が入っているということでありましたが、交流人口の拡大といった観点からもまた、今回の国体を機に、地域の子どもたちやスポーツファンが一流のプレーを間近で観戦できるような施設整備についても、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

2年前に、会派の視察で訪れた人口3万3,800人の岩手県紫波町では、オガールプロジェクトと呼ばれる開発により、駅前の町の所有する10.7ヘクタールのエリアにホテルやバレーボール専用体育館、図書館、カフェ……。

○益子慎哉議長 終了1分前でございます。

○5番（藤田謙二議員） 産直マルシェなどが入居する施設を相次いでオープンさせ、年間80万人もの人が訪れるようになるなど注目を集めています。中でも、オガールアリーナと呼ばれる体育館は日本初というバレーボール専用体育館で、オリンピックやワールドカップといった世界

的な大会で採用されている床材を用いた施設で、Vリーグの試合を初め、日本代表チーム、全国から高校や大学などが合宿で利活用されているということでありました。

本市におきましても、山吹体育館などは、昭和52年の建設で築40年が経過する上、震災による補修等で維持管理は行っているものの、利用者からは改善を望む声も上がっています。財政が厳しい状況であることは承知しておりますけれども、今後、公共施設の総合計画に基づいて規模の縮小や統合を進めていかななくてはならない一方で、将来に向けた投資としての建てかえ等もぜひ検討していただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○益子慎哉議長 次、4番諏訪一則議員の発言を許します。諏訪一則議員。

〔4番 諏訪一則議員 登壇〕

○4番（諏訪一則議員） 4番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い、質問いたします。

4月13日、ある公民館において、事業参加者の1人のぐあいが悪くなり倒れるという事態が起きました。しかし、公民館にAEDが設置されていませんでした。公民館の一番近くにあるAEDは小学校が設置場所だったようですが、慌てたようで気付く人はいなかったようです。

AEDは身近に多ければ多いほうがよいと考えます。AEDは心肺停止状態で心室細動の人に有効な救命措置を行える器具です。「人が多く集まる市民公共施設22カ所、幼稚園、保育園、小中学校、高校全てに配備されています」と市のホームページには表示されています。

市のホームページの人が多く集まる市公共施設22カ所とは、南消防署、北消防署、市役所本庁、分庁舎、金砂郷支所、水府支所、里美支所、パルティホール、生涯学習センター、梅津会館、総合福祉会館、交流センターふじ、山吹運動公園体育館、白羽スポーツ広場、水府海洋センター、大里ふれあい広場、温水プール、ぬく森の湯、竜っちゃん乃湯、水府物産センター（竜神大吊橋）、かなさ笑楽校、清掃センターであります。公民館の表示はありません。公民館等の比較的多くの人の集まる公共施設においては、AEDを積極的に設置すべきと考えております。年齢層も幅広く、多くの人の集まる公民館に設置されていることを住民が知っていれば、いざ公民館で心肺停止状態となったとしても、救急車が来るまでの間、AEDを使って適切な救命措置ができることが期待されます。

平成26年第4回定例会一般質問において、故赤堀平二郎議員による救急救命問題について、AEDの配備についての当市における現状について質問がありました。当市において、このAEDがどのような場所にどれくらいあるのか、お聞かせくださいとのことでした。消防長の答弁で、救急救命問題について、AEDの配備について、当市における現状について、お答えいただきました。AEDにつきましては、法の改正により平成16年7月から医療関係者以外の一般市民でも使用することが可能となりましたとの現状の答弁がありました。

また、昨年の統計によりますと、救急車が119番通報から現場に到着するまでは、全国平均で8.3分、当市でも8.4分かかっており、この間の救急手当が大変重要になってきており、特に心肺停止の場合は1分経過するごとに約10%ずつ蘇生率が下がっていくと言われております。

現場に居合わせた人がいち早く心臓マッサージを行うとともに、AEDの使用による措置を行うことで、蘇生率が大きく上がることがわかっております。現在は、誰もが使用できるようになることが問題となっておりますとの答弁もいただきました。

市内におけるAEDの設置場所についてでございますが、現在、消防本部で確認しているのは、市の施設については、幼稚園、保育園、小学校、市役所など65カ所、国県の施設につきましては、高校、警察など10カ所、その他には医療機関、福祉施設、工場など民間の施設に60カ所の計135カ所設置されております。そのうち消防本部2台につきましては、市民主体の各行事に対し貸し出しを行っているところでございますとの答弁もいただきました。しかし、このときの回答に、公民館については設置しているとの答弁はありませんでした。また、今後の設置予定についての答弁もございませんでした。

そこで、次の4項目について質問いたします。

1項目めは、教育委員会の所管であります。公民館へのAED設置について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

2項目めは、教育委員会と消防は、公民館へのAED設置について、協議されたのかについてお伺いいたします。

3項目めは、設置場所についてはどのように決められているのかお伺いいたします。

4項目めは、平成27年以降、公民館でAEDが必要となった件数及び場所についてお伺いいたします。

以上4項目についてお伺いいたしまして、私の第1回目の質問を終わります。ご答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 公民館へのAED設置についてのご質問にお答えいたします。公民館は現在市内に15カ所ございます。そのうち、金郷、金砂、染和田地区の3公民館は、それぞれ交流センターふじ、金砂ふるさと体験交流施設「かなさ笑楽校」、水府総合センター内に併設されており、各施設内にAEDが設置されておりますが、他の12地区の公民館については、現在のところAEDの設置がされておられません。

公民館は、生涯学習における地域活動の拠点の1つであり、地域住民の日常生活に最も身近な生涯学習施設としての役割を担っており、平成28年度は6万3,327人が利用している状況でございます。ここの公民館について見ますと、地域の実情にもよりますが、老若男女、年齢層も幅広く、少ないところで1,130人、多いところで1万2,404人が利用している状況でございます。また、公民館は避難所に指定されていることもあり、緊急事態に備え、AEDにつきましては、利用される方々の安全安心の確保という観点からも、早急に設置しなければならないと考えております。

続きまして、AED設置についての消防本部との協議についてでございますが、教育委員会といたしましては、小中学校を初めとする教育施設へのAED設置について、消防本部と協議をし

ながら、まず、常時、児童生徒が生活する小中学校、そして身体への大きな負荷をかけるスポーツや運動を行う体育施設等への設置を進めてきたところでございます。公民館につきましても、現在、設置に向けて協議を行っております。

○益子慎哉議長 消防長。

〔江幡正紀消防長 登壇〕

○江幡正紀消防長 3項目の、設置場所についてはどのように決められるのかについてのご質問にお答えいたします。

AEDの設置場所につきましては、厚生労働省からAEDの効果的かつ効率的な設置に向けた指針として、一般財団法人日本救急医療財団が取りまとめましたAEDの適正配置に関するガイドラインが示されております。消防本部といたしましては、このガイドラインに基づきまして、AEDの設置が推奨される施設の具体的な例を参考にいたしまして、公共施設であれば、多くの市民の方々が立ち寄り集まる施設、心臓発作の発生率の高いスポーツ施設などの中から比較的規模の大きな施設を選定し、教育委員会と協議をしまして、設置場所を決めさせていただいております。

また、AEDを設置しました施設で心肺停止者が発生した場合、効果的な処置を実施するには、AEDの操作方法を含めます救急講習会の受講者が施設に常駐することが望ましいと考えております。このため、市職員が常駐する施設を推奨しておりまして、施設の市職員に対しましては、消防本部で実施しております3時間の普通救命講習会を受講していただいております。

4項目の、平成27年以降、公民館でAEDが必要となった件数及び場所についてのご質問にお答えいたします。

平成27年以降に公民館で発生しました救急出動件数は1件でございます。発生の種別としましては急病でございます。傷病者の傷病程度は入院21日未満の中等症でございます。幸いにもAEDの使用を必要とする重篤な救急事案ではありませんでした。したがって、平成27年以降では、公民館においてAEDが必要となった件数、場所はございませんでした。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

〔4番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○4番（諏訪一則議員） 各項目のご答弁、ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1項目と2項目めについては理解いたしました。

3項目について、2点お伺いいたします。1点目は、AED設置について、教育委員会が所管している幼稚園、小中学校、生涯学習センター、梅津会館など、教育委員会と消防はどのような過程を経て設置が決められているのかお伺いいたします。

○益子慎哉議長 消防長。

○江幡正紀消防長 教育委員会と消防は、どのような過程を経て設置が決められているのかのご質問にお答えいたします。

AEDの設置場所につきましては、教育委員会からの要望を受けまして、調整・協議をいたし

まして、市民の多く集まる比較的規模の大きな集会施設を優先し、1回目の答弁で申し上げましたAEDの適正配置に関するガイドラインに基づきまして設置する場所を決めさせていただいております。

教育委員会が所管します施設は、子どもから高齢者まで不特定多数の市民が集まる施設でありますことから心肺停止の発生率も高くなることが考えられるため、AEDの設置場所としまして優先的に選定させていただいております。また、特に小学校及び中学校への配置につきましては、子どもの心臓突然死を防ぎ、子どもの命を守るという観点からも、最優先的に設置場所として決めさせていただいたものでございます。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

次に3項目めについて、もう1点お伺いいたします。

公民館のAED設置について、今後、推進していく考えがあるのか、お伺いいたします。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 先ほどもお答えしましたとおり、公民館は多くの人が集まる地域活動の拠点施設でありますので、現在、設置に向けて消防本部と協議を進めているところでございまして、設置に向けて鋭意努力をしております。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。3項目めについては理解いたしました。

次に4項目めについて、1点お伺いいたします。

公民館のAED設置希望はどのくらい上がっているのかお伺いいたします。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 公民館からのAEDの設置要望についてでございますが、昨年末に1つの公民館から、万が一に備えて、今後、AEDの設置を検討してほしいとの要望をいただいたところでございます。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

公民館は市民の集う場所であり、安全が少しでも担保された公民館であることが大切であると私は考えております。ぜひ、公民館のAED設置に理解をいただき、実現していただきたいと思っております。

また、自主防災などの機会を通して操作研修が開催されています。1人でも多くの方が操作できることが重要であることから、操作研修会を通してAEDを使える人の人口を増やすべきと考えています。1人でも多くの方にAED操作を、市民の皆さんに使用方法を知っていただき、1人でも多くの方の命が救えるよう願っています。

以上をもちまして、私、諏訪一則の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○益子慎哉議長 午前の部はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○益子慎哉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番菊池伸也議員の発言を許します。菊池伸也議員。

〔10番 菊池伸也議員 登壇〕

○10番（菊池伸也議員） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告順に質問をいたします。

最初に、生涯学習についてであります。

4月から常陸太田市第6次総合計画前期基本計画がスタートをしております。町の将来像として「幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち常陸太田～子育て上手その先へ さらなる魅力の創造～」を基本理念に掲げ、今まで以上にきめ細かな事業の展開や新規事業等を、目標達成のために効果的に展開していかなければならないと思います。

生涯学習においても、夢を育み、豊かに生きる人づくりの基本理念を旗印に、子どもから高齢者まで、市民の誰もが夢を育み、夢をかなえるため、社会性や創造性を追求し、豊かな人づくりに取り組んでいきますと述べられております。

そこで、(1)講座、教室の事業計画について、2点お伺いいたします。

最初に、①の各事業内容と申し込み状況についてであります。これは、既に、平成29年3月28日から4月18日の期間で、各事業への募集が完了しております。これらの事業策定時についての内容、各事業への申し込み状況についてお伺いいたします。

続いて、②サークル活動などの支援についてであります。

本市では、60を超えるさまざまな団体がサークルでの活動を展開し、所属されている市民の皆さんは、それぞれのサークル活動の中で仲間との楽しい時間を過ごしながら、レベルアップを図られているのではないのでしょうか。このような団体が独自の事業を計画する場合などに対して、市としての支援はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、快適な暮らしづくりについてお伺いいたします。本市においては、第5次総合計画から子育て支援について、多岐にわたり施策を重点施策に位置づけ、実施してきたことは承知しております。4月からの第6次総合計画前期基本計画においても、基本理念に基づき、きめ細かな事業の展開を図られることと思います。

そこで、(1)子育て環境の整備について、4点お伺いいたします。

最初に、①の保育園、幼稚園、認定こども園の利用状況と環境整備についてであります。

年度当初と直近においての各施設の利用状況は、5年前と比較してどのような受け入れ数であったのかお伺いいたします。また、どの施設においても、保育士の確保など利用者が安心して預けられるような体制になっているのか、あわせてお伺いいたします。

続いて、②年度中途での保育園利用等の申し込みとその対応についてであります。

他市町村から転入された家族で保育園を希望される場合や、本市に住んでいて市内外の職場に

勤務されている方が産休などを終えて働きたいというような状況で、どのような対応をされるのかお伺いいたします。

続いて、③の一時預かり保育の利用可能年齢がゼロ歳児からと1歳児以上の2通りありますが、水府地区の状況と今後の考え方についてお伺いいたします。

続いて、④であります。保育士の確保と待機児童の解消についてであります。

現在、どこの市町村でも保育士確保には全力を挙げて取り組まれていると思います。国会などでも議論され、テレビや新聞などでも報道されていますように、保育士や介護者の給料が一般の労働者と比較すると、大変安過ぎるというようなことが言われております。そのため、大都市になるほど、保育士の確保や待機児童の解消が難しいと言われております。本市においては、保育士の確保と待機児童の解消について、どのように考えているのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 生涯学習講座・教室の事業計画のうち、各事業内容と今年度の申し込みについてのご質問にお答えいたします。

市民の皆さんが生きがいを持って、心豊かに生活を送れるようにするため、生涯学習活動の機会の充実を図っており、市民の皆さんのニーズを踏まえ、各種講座や教室を開設しております。

今年度は、全体で24講座5教室で、募集定員は958人に対し申し込み状況は1,045人で、1.1倍となっております。主な講座等でございますが、講話を中心とした「健康で学ぶ寿講座」や「ふるさとの歩みを学ぶ歴史講座」、現地や移動学習を中心とした「森のめぐみを学ぶ講座」やふるさとの自然散策講座、実技や実習を中心とした「昔ながらの食のすばらしさを学ぶ講座」や「新しい趣味発見講座」、体験活動を中心とした「木工教室」や「草木染教室」などでありまして、ほとんどの申込者数が募集人員を上回っている状況でございます。

なお、事業計画の策定につきましては、前年度の講座等の内容や参加状況及びアンケート調査結果等を分析し、市民の皆さんのニーズに合ったよりよい講座となるよう検討しており、本年度は人気のある歴史講座に佐竹氏を取り上げるとともに、新たに、ものづくりにチャレンジ講座を開設するなど、受講者の要望等に配慮した講座等の充実を図ったところでございます。

今後とも、市民の皆さんのニーズに合った講座、社会の要請に応じた講座や教室を参加者の皆さんの声を大切にしながら構築してまいりたいと考えております。

続きまして、サークル活動などの支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、支援のうち、生涯学習センターの使用料についてでございますが、常陸太田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例で、常陸太田市文化団体連合会の加盟団体等については5割減額と定めております。また、生涯学習センター内に団体交流サロンという部屋がございますが、事前に利用希望を登録することで、無料で団体の打ち合わせ等に利用することができるようにもしております。その他の支援といたしましては、市文化団体連合会に加盟する団体、105団体が実施する発表会や展示会など文化活動事業に対して事業費の助成を行うとともに、団体が

行う発表会や鑑賞会等について、市の広報紙等への掲載について取り次ぎ、周知を図れるよう支援しているところであります。

今後とも、このような生涯学習や市民の文化団体等への支援を通じて、市民の生きがいつくりや文化振興の向上を図るとともに、市民の皆さんがサークル活動や文化活動等に参加しやすくなるよう、努めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

[滑川裕保健福祉部長 登壇]

○滑川裕保健福祉部長 保健福祉部関係の快適な暮らしづくりにおける子育て環境の整備についての4点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の保育園、幼稚園及び認定こども園の利用状況並びに環境の整備でございますが、5年前の平成24年度においては、市内に公立と私立を合わせて保育園が8園、公立幼稚園が9園設置されており、6月1日時点での受け入れ児童数は、保育園が611名、幼稚園が509名でございましたが、平成29年度においては、保育園が8園、幼稚園が7園及び認定こども園が1園となっております。なお、保育園につきましては、私立の太田さくら保育園が平成27年度に開設となり、公立のさとみ保育園と幼稚園が統合し、平成28年度に認定こども園になったことにより、数的には増減はございません。

本年の6月1日時点での児童数でございますが、保育園が793名、認定こども園につきましては、保育園関係の児童が31名、幼稚園関係の児童が8名で計39名、幼稚園は291名となっております。つきましては、保育園と認定こども園を合わせた保育園関係の受け入れ児童数は、5年前と比較し213名の増と大きく伸びている状況でございます。

なお、保育士の確保という面から申し上げますと、保育士の数につきましては、各園とも国の基準に沿った適正な配置状況となっております。

続きまして、2点目の年度途中での利用申し込みとその対応でございますが、平成28年度においては176名の途中受け入れを行っており、利用の申し込み時点で利用する園をお聞きし、受け入れが可能な場合はすぐに入所いただくとともに、不可能な場合には、入所可能な別の園を紹介、または入所可能時までの一時預かり保育の実施など、その緊急の度合いに見合った対応を行っているところでございます。

続きまして、3点目のすいふ保育園における一時預かり保育に係るご質問でございますが、現在、すいふ保育園につきましては、施設上の関係から1歳児からのみの保育サービスとなっておりますが、計画する認定こども園化による施設の整備により、ゼロ歳児からの保育サービス実施を計画しております。

4点目の保育士の確保と待機児童の解消につきましては、1点のご質問にもお答えいたしました。市内における保育園への受け入れ児童数は年々伸びている状況でございます。「少子化・人口減少対策アクションプラン」及び第6次総合計画において、「子育て上手その先へ さらなる魅力の創造」を掲げ、子育てへの支援を最重要課題とする本市において、保育環境の整備は最も優先的に進める施策であるものと認識をしているところでございます。つきましては、公的な

保育環境の整備に加え、民間事業者による整備計画が着実に進みつつある状況でございます。具体的に申し上げますと、公的には平成30年4月を目途に認定こども園としての開設を計画する太田地区ののぞみ幼稚園の整備であり、現在は在園保護者の方々との調整が終了し、今後、施設の改修に向け、設計及び工事を実施してまいります。

またもう一つが、水府地区の幼稚園と保育園を統合し、31年4月の開設に向け、計画をする新設の認定こども園の設置であり、調整が整い次第、施設整備に向け諸手続を進めてまいります。

さらには、民間事業者の動きといたしましては、常陸太田地区において、30年4月に向け、定員を19名以下とする小規模保育園の設置が進められるとともに、既存の私立の保育園において、定員を20名増とする計画がなされております。

これらの種々の計画により、市全体といたしましては、平成31年度までに110名の受け入れ児童数の拡大を予定しているところでございます。今後も、民間事業者との連携により、保育士の確保と施設の整備等を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げましたが、今後とも各種施策を積極的に推進し、アクションプラン及び総合計画の具現化に向け、子育て環境の整備に努めてまいります。

○益子慎哉議長 菊池議員。

〔10番 菊池伸也議員 質問者席へ〕

○10番（菊池伸也議員） 2回目の質問に入らせていただきます。ただいまは詳細なご答弁ありがとうございました。

生涯学習についての講座事業計画について2点質問をいたしました。1点目の各事業内容と申し込み状況についての中で、講座・教室の事業計画について再度確認させていただきます。

今年度の事業計画の中に、前年度まで比較的人気のあった講座にかわって新しく開設した講座がありますが、講座を開設する際の基本的な考え方についてお伺いいたします。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 講座を開設する際の基本的な考え方についてのご質問にお答えいたします。

常陸太田市第6次総合計画に基づきまして、市民一人ひとりが生きがいを持って自由に学びを楽しむ環境をつくるため、市民のニーズの多様化、高度化など時代の要請に的確に対応した学習プログラムの構築、そして、施設の利用促進に努めることを踏まえ、講座等については企画しているところでございます。

さらに、講座につきましては、3年を1つの期限としまして、内容等を精査し、見直し、新たな講座等を設置しているところでございます。そのため、要望の多い講座等につきましても、一定の成果を得られた講座につきましては、内容を見直し、再構築を行いながら以降の講座に生かすことで、講座の充実を図ってまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 菊池議員。

○10番（菊池伸也議員） ありがとうございます。

過去に人気のあった大変すばらしい授業があり、市民が望んでいるということもありますので、よく検討されて、再構築できる場合は再構築をお願いしたいと思います。生涯学習の基本理念

として掲げられていることが実現できるように、さらには、市民のニーズに合うような事業計画を今後も実施されますよう、強く要望しておきます。

続きまして、サークル活動の支援についてはありますが、おおむね理解をしております。地域の60を超える団体が、非常に地域の人々とのコミュニケーションを大切に、芸術活動やその他さまざまな活動を1年間を通じてやっているわけなんです。そういう中で、発表会であるとか、生け花等の鑑賞であるとか、切り絵の展示会であるとか、さまざまなことをサークルで取り組みたい場合に、市としての支援活動については先ほど申されたところではありますが、予算の関係もあるんだと思いますけども、なかなか全部の団体が希望するようなことにはなっていないんじゃないかなと思います。そこで、この活動を支援することで常陸太田市のより文化の向上に大きく貢献するのではないかと思いますので、助成のほうもあわせて考えていただきますように要望しておきたいと思います。

次に、快適な暮らしづくりについての子育て環境の整備についてであります。4点質問をいたしました。大変詳細にご答弁をいただきましたので理解はいたしました。4点目の保育士の確保と待機児童についての中で、平成30年4月開設に向け、定員19人以下とする小規模保育園が民間事業者により計画が進められておりますということでありました。この事業の概要について、伺いをいたします。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○滑川裕保健福祉部長 民間事業者による小規模保育園の計画についてのご質問にお答えいたします。

予定する小規模保育園は、「児童福祉法」に基づき定員を6名から19名以下とする保育園であり、平成30年の4月の開設に向け、予定する保育園につきましては、ゼロ歳児から2歳児までを対象とし、18名を定員とする施設となっております。なお、この施設の整備につきましては、平成29年6月2日付をもって、国より保育所等整備交付金に係る内示を受けている状況でございます。

以上です。

○益子慎哉議長 菊池議員。

○10番（菊池伸也議員） ありがとうございます。子育て環境の整備については、第6次総合計画を進めるに当たって大変重要な5年間のポイントであるかと思えます。

終身雇用制度が崩壊しつつある現在、非正規雇用の人々が多くなり、子育て中の若い方々でも、職を求め働きたいと思っている方がほとんどであると思えます。今後とも計画的に子育て環境について整えていただきますよう強く要望しまして、私の一般質問を終わります。

○益子慎哉議長 次、8番平山晶邦議員の発言を許します。平山晶邦議員。

〔8番 平山晶邦議員 登壇〕

○8番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。通告に従いまして一般質問を行います。

先日報道された中で、本年4月の有効求人倍率が1.48倍であったようです。この数字は、1974年以来、43年ぶりの高水準を記録したそうです。正社員に限った場合は、0.97倍、完

全失業率は2.8%の状況で、先進諸国といわれる中では経済は高水準を保っているとしています。求人の中身は、運輸、郵便業、製造業、建設業、介護や外食産業が多いようです。人口が減少に転じたことと、大企業も含めた働く組織の変化と団塊の世代がリタイアしたことが、求人のミスマッチを起こしているようです。

しかし、我が国の景気は順調に推移していると言われていています。地方においても、建設業や介護や運転業務は人材不足を指摘されておりますが、地方に住む私たちには景気がよいという実感は少ないと思います。国の中でも、地域格差、賃金格差は確実に広がっているのでしょうか。常陸太田市においても、市長が言うておりますように、県内の自治体の中でも、市民1人当たりの所得は240万円という所得で、県内の中では高い町とはなっていません。

このような状況の中、大久保市政4期目の課題は、少子高齢化、人口減少、本市財政の充実、地域間格差の解消など多くのものがあるように思います。市長を先頭にして、議会も市民の皆様との理解を得ながら、本市行政を推進していく必要があると強く思っています。

以上のことを前段で申し上げ、質問に入ります。

第1の質問として、国の経済財政諮問会議で出された地方自治体における基金の見直しに係る今後の本市の財政についてのご所見をお伺いいたします。

5月11日の国の経済財政諮問会議において安倍首相は、国からの交付金を受け取る地方自治体などが財政調整基金や特別な目的の基金を使ってため込んでいる資金が、全国ベースで2015年度に21兆円まで増えていること、また、市町村が財政調整基金などに積んだ額は、地方で必要な一般財源の6割まで増えていることを挙げて、交付金のあり方を見直すように指示いたしました。

平成27年度決算において、常陸太田市は財政調整基金が55億2,300万円です。積立金合計は169億4,800万円です。平成27年度において、茨城県内44市町村の中で50億円以上の財政調整基金を持っている市町村は10市町村であります。積立基金合計で100億円以上の基金を有しているのは、県内で13市町村であります。先ほども申し上げましたように、常陸太田市は基金の合計169億円で、県内で3番目になっています。1位は日立市、2位はひたちなか市でありますから、人口比で見ますと県内第1位の基金の積み立てがあるとも考えることができます。

常陸太田市の基金の状況を合併直後の平成17年度と27年度を比較いたしますと、17年の財政調整基金は24億円、27年は55億円でありますから、227%の伸びがありました。積立基金合計では平成17年72億円、27年は169億円ですから、実に234%の伸びがありました。合併して以来、この10年で、基金においては合併効果が十分にあったと数字が示しております。

本市ばかりでなく、県内の市町村でも基金の増加傾向が見られます。特に、財政調整基金は経済等の著しい変動等により財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるときや、長期にわたる財源の育成のために財源取得等のための経費財源に充てることができる等、基金の中では自治体の裁量が可能であることから、多くの基金積み増しをこの10年で行っ

てまいりました。本市は基金の積み増しを行い、自主財源が乏しい本市の将来に対する備えをしてきたのであります。

私は、財政基盤を強化しておくことは大切なことであると考えています。基金を使って長期的な観点に立った財政運営を行うべきであり、住民サービスの低下を招かないような行政運営をすべきであると考えます。しかし、国は、使い道の目的もなく基金が一般財源の6割を占めるのは問題であるとしているわけです。ここに国はメスを入れようとしています。

私は、本市のように少子高齢化、人口減少という構造的な課題を持つ中では、中長期的な財政の展望を持つことが必要であると思います。そこで、本市のように自主財源が乏しい行政においては、地方交付税や交付金等の見直しなどは、大変な自治体運営へのダメージをもたらすと考えます。現在の段階で結構でありますので、基金の見直しが行われることを想定した今後の本市の財政に対するご所見をお伺いをいたします。

第2の質問として、日本たばこ産業が所有する土地1万7,636平米の無償譲渡について質問をいたします。

私は、3月議会において、人口減少を前提とした厳しい財政状況の中で、現在、市が保有する施設の維持・更新していくことは今後困難になっていくため、常陸太田市公共施設等総合管理計画を策定して、これから整理すること、そして、その計画をこれからどのように市民に説明し、理解を得ていくのかという質問をいたしました。

そのご答弁は、人口減少や厳しくなる財政状況を見越して、今ある土地や施設や行政インフラを将来にわたり維持することが困難であり、40年間にわたって約500億円縮減して、これからも持続可能なまちをつくっていくとの説明で、そのために公共施設や行政インフラや土地を整理していかなければいけないことを市民に説明し、理解を得ていくことのご答弁でありました。私も、どのように考えても、現在ある行政インフラをこのまま維持・更新していくことは困難であるという認識を持っていますので、理解をして、市民に対して十分説明して理解を得ていただきたい旨のことを議会の中で申し上げました。

本市が人口減少、財政縮小に向かう中で、行政財産を処分していこう、整理していこうと市民に提案し、これから理解を深めようとしている中で、今回の事案は新たな土地を所有し、行政インフラを整備するわけであります。今回のJTからの土地所有の事案は、市が管理する財産を増やすわけでありますから、常陸太田市公共施設総合管理計画との整合性と、市民に対して十分な利活用のプランを示し、財政上のプラス面を提案する必要があると考えています。

そこでお伺いをいたします。1点目として、市がこの土地について無償譲渡を前提として4月から維持管理していくこととした理由と、その判断をするまでの経緯についてお伺いをいたします。

2点目として、この土地は埋蔵文化財包蔵地に指定されている土地でありますので、開発するときには発掘調査を義務付けられていると思いますが、そのことは考慮に入れているのかについてお伺いをいたします。

3点目として、この土地は市内にあって面積が広いですから、現在、JTから多くの固定資産

税が入っていると思います。そして、4月から年間140万円の維持管理費をかけるとしています。開発までに時間がかかると、多くのお金が無駄になってしまいます。そこで、この土地の利活用については速やかに計画をして、市民の理解を得ることが必要ではないかと考えます。計画から開発までに時間がかかれば、市民からの問題提起が起こると考えます。そこで、取得した後の活用方法や必要経費等の検討状況、何年後の開発提供を見越しているのかについてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。総務部長。

[加瀬智明総務部長 登壇]

○加瀬智明総務部長 地方自治体の基金の見直しに係る今後の本市財政の所見についてのご質問にお答えをいたします。

国におきましては、議員ご発言のとおり、近年の地方自治体の基金残高の増加をめぐり、経済財政諮問会議や財政制度等審議会において議論が交わされていることは承知をしているところでございます。この議論は、2年前に経済財政諮問会議が策定をいたしました経済財政運営と改革の基本方針2015で示されました経済財政再生計画において、2018年度までは、実質的に一般財源の総額について2015年度を下回らない水準とするという方針を定めた一方で、国、地方を通じた基礎的財政収支を2020年度までに黒字化するという大目標のもとでの議論であると認識をいたしております。

今回の経済財政諮問会議で、民間議員からは近年増加の著しい基金残高について実態を把握分析するとともに、各自治体において説明責任を果たすべきであり、また、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映等の改善方策を検討すべきとの意見が出されております。

現時点におきましては、地方自治体の基金残高に関する正式な文書は届いておりませんが、総務省においては、全自治体を対象に基金残高の実態調査を行い、その結果を踏まえ、基金に対する考え方を整理するとしておりますので、通知が届き次第、内容を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

当市はこれまで、歳入においては、市税の収納体制の強化、未利用資産などの売り払いなどで自主財源の確保に努め、歳出においては、定員管理適正化計画に基づく職員数の削減、市債の借り入れ抑制による公債費の削減、指定管理者制度の導入や民間委託など事務事業の見直しによる経費の削減など、行財政改革によりまして財源を捻出し、地方交付税の合併算定がえの終了による将来の財源不足や災害などの不測の事態、起債の償還など将来の負担などに備えるため、財政調整基金や減債基金を積み立ててまいりました。

平成27年度末の一般会計の基金残高は約169億円で、合併直後の平成16年度末の基金残高約74億円と比較をいたしますと、95億円増加をいたしております。こうした基金残高の増加は財政の健全化にも寄与しており、健全化判断比率の1つでございます将来負担比率は平成25年度から発生していない状況でございます。

本市を取り巻く財政状況は、市税の増収が見込みがたいことや地方交付税制度の先行きが不透明であること、合併特例債や過疎対策事業債の発行期限後の財源確保などに加えまして、社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化対策費等の財政需要により、厳しい状況が続くものと予想されますことから、安定的に財政運営を進めていく上で、基金の確保は大変重要なものであると考えております。

今後におきましても、健全な財政運営に配慮をし、必要に応じて基金を活用しながら、第6次総合計画の重点施策や、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている主要施策を重点的に推進をいたしまして、市民生活の利便性の向上や生活環境の充実に図りますとともに、地方財政に関する国の動向には緊張感を持って注視をし、適時適切に対応してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

〔綿引誠二政策企画部長 登壇〕

○綿引誠二政策企画部長 日本たばこ産業が所有する土地の無償譲渡についてのご質問にお答えいたします。

初めに、市が無償譲渡を前提に4月から維持管理していく理由と、そのような判断をするまでの経緯についてお答えいたします。

日本たばこ産業が所有する旧太田倉庫跡地については、以前より「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく市への買い取り希望申し出がございました。市といたしましては、少子化・人口減少対策に資する土地活用が図れるものとして検討してまいりましたが、買い取り希望額が高額でありまして、費用対効果の面から買い取りを見送っていた経過がございました。

このような中、本年2月に日本たばこ産業より、1つとして、平成29年中の譲渡がされること、2つとして、譲渡までの期間における土地の維持管理を市が行うこと、この2つを条件といたしまして、市に対しまして無償譲渡をしたい旨の申し出がされたところでございます。

本市におきましては、現在、「少子化・人口減少アクションプラン」を策定いたしまして、人口減少の抑制に努めているところでありまして、このたびの申し出は、目標の達成のために有効な土地活用が図れるものと判断いたしまして、無償譲渡を受けることを前提に市が土地の維持管理等を実施する意思を伝えまして、本年4月24日より土地の維持管理をしているところでございます。

次に、この土地は埋蔵文化財包蔵地に指定されている土地であり、開発するときは発掘調査を義務付けられると思うが、そのことは考慮に入れているかとのご質問にお答えいたします。

議員ご発言のとおり、この土地は埋蔵文化財包蔵地に指定されておりますことから、土地を活用する際に埋蔵文化財の発掘調査をする義務があることは承知してございます。

また、この土地につきましては、平成20年に試掘調査を行っておりまして、発掘には1平米当たり約1万円ほどの経費が見込まれております。今回の土地でございまして、1万7,636平米ございまして、この敷地面積全体を把握する場合は1億7,000万円以上の経費が必要となります。ただし、住宅用地としての活用の際には恒久的に残る道路部分等のみの発掘でもよいと

されておりますことから、今後の土地の利活用を検討していく過程におきまして、十分に精査してまいりたいと考えております。

最後に、取得した後の活用方法や必要経費等の検討と何年後の開発を見越しているかについてお答えいたします。

現在、土地の利活用といたしましては、定住人口の拡大を図るため、これまで本市が他の自治体に先駆けて実施してまいりました少子化・人口減少対策に係る各種施策に対し魅力を感じ、常陸太田市に定住したいと考えている方々や新婚家庭家賃助成を受けている子育て世帯等のさらなる受け皿となりますよう、民間活力を活用して有効な住宅用地として活用できないか、全庁的に検討を進めているところでございます。

また、何年後の開発を見越しているのかという具体的な時期につきましては、現在、明確に申し上げることはできませんが、土地の取得に当たりましては、この敷地は5,000平米を超える土地でございますので、5,000平米を超える土地の場合は議会の議決をいただくこととなりますから、次回9月議会においてお示ししてまいりたいと考えております。なお、当面の経費としまして除草作業などの維持管理経費がかかりますことから、できる限り短期間での開発ができるような仕組みとなりますよう、検討してまいりたいと考えております。

今後の利活用プランの検討に当たりましては、無償譲渡が前提とはいえ、開発経費として埋蔵文化財の発掘経費、道路や下水道などインフラ整備に係る経費もありますことから、費用対効果や公共施設等総合管理計画との整合性及び周辺地域への影響などを十分に加味し、市民の皆様にも十分理解されるような利活用プランとなるよう取りまとめてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 平山議員。

[8番 平山晶邦議員 質問者席へ]

○8番(平山晶邦議員) ご答弁をいただき、ありがとうございました。2回目の質問をいたします。

第1の質問の地方自治体における基金の見直しに係る今後の本市の財政については理解をいたしました。

私は、地方自治体の基金について、安倍首相が指示をしたことが大きいのではないかと考えています。財務省を含めた総務省がどこまで手を入れてくるのか、今後の推移を見守りたいと思います。ご答弁にあったように、本市を取り巻く財政状況は、今後厳しい状況が続くと予想しています。基金を十分に活用して、長期的に安定した財政運営を心がけていただきたいと要望をいたします。

第2の質問の日本たばこ産業が所有する土地の無償譲渡については、何点か質問をさせていただきます。

1点目の、市が無償譲渡を前提とし4月から維持管理をしていく理由と、その判断をするまでの経緯について質問します。この中で、以前、市が少子化人口減少対策に対する土地活用を図ることを検討したというご答弁がございました。その当ても、住宅用地として検討していたのかどうかをお伺いをいたします。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

○綿引誠二政策企画部長 ただいまの件でございますが、議員ご発言のとおり、以前より定住人口の拡大を図るための住宅用地として活用できないかということを検討してまいりました。

○益子慎哉議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） わかりました。理解をいたしました。

次に2問目の、埋蔵文化財包蔵地に指定されている土地を開発するときは発掘調査を義務付けられていることを考慮に入れているのかという質問で、ご答弁は、恒久的に残る道路部分は発掘調査をいたしますというご答弁でありました。

ここの1万7,600平米近い土地は、恒久的なものというのは道路だけを想定すればよいのかどうか、ほかは想定しなくてもよいのかどうかをお伺いいたします。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

○綿引誠二政策企画部長 埋蔵文化財の発掘調査でございますが、この必要になるというのは、基本的に埋蔵文化財が破壊されるおそれがある場合とされておりまして、今回の場合、住宅用地ではございますが、大きな建物を建設するような場合、例えば、パイル工法で杭を打ち込むような場合にはこれに当てはまるものと考えております。

○益子慎哉議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） 理解をいたしました。

2問目のこの件ですね、私から見た課題を申し上げておきたいと思うんですが、埋蔵文化財包蔵地であるこの土地は、試掘は済んでいるようであります。埋蔵文化財との関係で言えば、私は、この土地は多くの困難がある土地となるのではないかという危惧を持っております。市としても、どのようにクリアをしていくのかを私は注意深く見ていきたいというふうに思っております。どうぞ、その点はよろしくお願いをしたいと改めて要望をしておきます。

次に、3点目の取得した後の活用方法や必要経費等の検討、何年後の開発を見越しているのかの質問については、先ほど住宅用地として考えているというご答弁がありました。現在、大型の住宅開発をしたのは、佐竹南台ニュータウン、あと「四季の丘はたそめ」だというふうに思っております。この大規模住宅開発をした、この売れ行きがどのような状況になっているのか、わかっていればお伺いをいたしたいと思えます。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

○綿引誠二政策企画部長 周辺状況への影響ということで、この売れ行き状況につきましても把握しておりまして、現在把握しております情報といたしましては、「四季の丘はたそめ」については完売と聞いております。「佐竹南台ニュータウン」については、残り7区画というような情報を得ております。

○益子慎哉議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） ありがとうございます。理解をいたしました。この大きな第2の質問に対する要望を申し上げておきたいと思えます。

旧の中心市街地は、現在でも空き家、空き地が多く点在しております。個人としても、自分の

家が空き家だとかになった場合、売却をしないと、このように希望している方は多いのではないのでしょうか。そしてまた、常陸太田市で不動産関係を営んでいる方に話を聞きますと、本市の土地を希望する方は、スーパーなど買い物等が便利な土地を希望する。すなわち、この市役所、そしてスーパーがある東バイパス沿いを希望するようです。現在、例えば、柴町なんかに住んでいる老夫婦の方から、下の土地はないかというふうな問い合わせもあるというふうに聞いております。

そして、今後、常陸太田市の将来を左右すると思います東部土地区画整理事業も始まります。今後、本市は多くの面整備が行われます。それらに対する需要がどれだけあるのかの需要予測というものも私は重要になってくると思います。

9月までには、あらゆる方向から、さまざまな観点からご検討をいただき、利活用プランを提案していただくよう要望しておきます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○益子慎哉議長 次、20番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

4期目の当選を果たされた大久保市長が、6月2日の最初の本会議で、市長としての新たな決意を述べられました。

少子化対策を初めとする市民の暮らし、福祉、安全を守るとともに、さまざまな諸課題がありますので、誰もが安心して住み続けられる常陸太田市市政をつくるために、今後、ますます頑張りたい。よろしく、このことをお願い申し上げます。

それでは、通告に基づいて一般質問を行います。

日本国憲法が1947年5月3日に施行されてから70年を迎えました。70年の長きにわたって憲法が維持されてきたこと自体、国民に支持され、定着してきたことを証明するものです。占領下の押し付けを言い立て、改憲を公言する安倍晋三政権のもと、「秘密保護法」の制定や、戦争法と呼ぶ安保法制の制定、また共謀罪の導入の狙いなど、解釈改憲の策動が相次いでおります。

5月3日、安倍晋三首相は、2020年の施行と期限を区切って、憲法9条に3項を設け、自衛隊を書き加える憲法の明文改憲を発言しました。9条2項のこれは死文化です。一方で、明記された3項がひとり歩きを始め、自衛隊の役割・任務が「安保関連法」の規定さえ超えて、とめどなく拡大していくことは避けられません。

日本国憲法は、アジア太平洋戦争での敗戦から1年余りで制定・公布されました。安倍首相や改憲勢力は占領下の押し付けとこのことを言い立てますが、戦争による日本全土の荒廃が目の前にあり、2度と戦争の惨禍を繰り返さないという国民的な決意が背景となって制定され、70年にわたって憲法を支えてきたのは明白です。

今、憲法を変えるのではなく、憲法に政治を合わせることで、70年を経た憲法を守り、生かしていくことが重要だと思います。

最初に、市長の政治姿勢について、共謀罪法案について質問いたします。

国会で、審議中の「組織犯罪処罰法」に共謀罪を創設する改正案は、内心の処罰、一般人が対象でテロ対策ではないなど、審議すればするほど問題が広がっております。日本弁護士連合会も、全国52の全ての弁護士会も反対しております。また、全国57の地方議会でも、反対や慎重な審議を求める意見書を可決しております。共同通信の世論調査では、共謀罪説明不十分が77.7%に上っています。

この法律について政府は、「対象は組織的犯罪集団、一般人は関係ない」と繰り返しますけれども、実はその歯止めをなくすものです。共謀罪は現行「刑法」の原則を突き崩すものです。現行では、犯罪は人の行為が明記された構成要件に該当し、有害な結果が発生し、当人に責任があるときに成立するという実行行為のみを処罰するのが原則です。行為も結果もない準備行為を対象とすることは、思想信条の自由を保障した憲法をじゅうりんするものです。

また政府は、「組織的犯罪集団だけが対象だ」と、このように言いますが、何の限定にもなりません。犯罪集団という定義もなく、取り締まりの対象も際限なく拡大され、捜査当局が国民全体を監視し、多くの冤罪を生み出すことになりかねません。共謀罪ができれば、任意捜査の名のもとに内心やプライバシーを侵す捜査がますます横行することになるのは明らかです。犯罪を話し合った証拠を手に入れるために、市民の電話やメール、ラインなどのやりとりも常に監視される危険があります。憲法が保障する思想良心の自由、集会結社、表現の自由、通信の秘密などに根本から反するものです。テロ対策のためという口実も、国際犯罪防止条約の批准に必要なとの言い分も崩れております。

共謀罪は、過去3回、国会に提出されましたが、国民の反対世論と国会の審議で問題性が厳しく問われ、3度とも廃案になりました。このような治安維持法の再来と言われる悪法を近代社会によみがえらせてはならないと私は強く思います。

そこで、市長にお伺いいたします。思想良心の自由などを根本から脅かす憲法違反の共謀罪は、市民生活の自由を奪うものとして反対されることを求めたいと思いますが、ご見解を伺います。

2番目に、核兵器の廃絶について、広島・長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名、通称ヒバクシャ国際署名について質問いたします。

本市においては、1995年6月に非核平和都市宣言をしております。また、平和市長会議には2010年3月に加盟して、核兵器禁止条約の早期実現を目指した取り組みの推進、具体的には核兵器廃絶の動きに逆行する行為に対する抗議文の送付等への賛同、署名などに参画しております。終戦被爆70周年の一昨年(2019年)の8月には、市役所ロビーにおいて被爆写真パネル展を行い、戦争の悲惨さ、平和のとうとさをアピールいたしました。

毎年の広島・長崎の原水爆禁止世界大会に向けた原水爆禁止国民平和行進においては、市長、教育長、議長から平和への願いがこもったメッセージとペナントを世界大会へ託していただき、また、北海道礼文島から、毎年行進団に参加する地元の参加者の方々の平和行進団を励ましております。また、ヒバクシャ国際署名にもいち早く署名され、私はこのような本市の取り組みに敬意を表したいと思っております。

さて、本市も加盟し、日本国内で全自治体の94.4%に当たる1,643都市が加盟している平和市長会議、昨年11月に開かれた第6回国内加盟都市会議総会で、ヒバクシャ国際署名に対し平和市長会議として賛同、協力することにした総括文書を採択しました。国連会議は、7月7日までに核兵器禁止条約の採択を目指しており、5月22日には核兵器禁止条約総案が公表されました。このような画期的な動きが生まれるもとの、速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことを求めるヒバクシャ国際署名への注目と共感も広がっております。

署名の最終的な目標は、2020年までに世界で数億人です。平和市長会議に加盟している本市でも、常陸太田市民がその一翼を担うことは大変意義あることだと思います。

そこで、2点伺います。

1点目は、市民などに署名の取り組みを呼びかけることについて伺います。

2点目には、市のホームページに、こうした案内を掲載することについて、ご所見を伺います。

県内においては、隣の常陸大宮市でも市長が署名をされ、職員に呼びかけ、取り組みが進んでおります。また、土浦市でも市長が先頭に立って署名をし、職員にも呼びかけ、また、さまざまなイベントの中でもヒバクシャ署名の協力を訴えております。

この2点について、市長にお伺いをいたしたいと思います。

3番目に原発問題について、東海第二原発問題について質問します。

今まで、本市も入る周辺自治体、原子力所在地域首長懇談会ですけれども、この懇談会を結成して、県と村の立地自治体だけが持つ、新增設等に対する事前了解の権限を求めてきましたけれども、原電が安全協定は見直さずに新たに取り組みを交わして説明を尽くす方針を示したのに対して、懇談会は「これは納得できない」として現在に至っております。

東海第二原発問題相談会ほか57団体が東海村をはじめ、周辺自治体、日立市、ひたちなか市、那珂市、水戸市、常陸太田市、この市長宛てに要望書の提出がありました。その内容は、日本原電の示した新協定案を拒否すること、市長懇談会が当初から要求している現行安全協定第5条における事前了解の枠組み拡大を強く主張し、実現させること、この2つの内容の要請文です。そして、順次、この6市長、村長と話を行ってまいりました。

私は、東海村長、また那珂市長、常陸太田市長と話をさせていただきまして、大体20名から50名の人たちがこの要請行動に参加しております。市・村との懇談会の中で、7月までに協定の見直し協議を詰めると、このような答弁が出されました。

また、私たち日本共産党市町村議員団と県議団が5月の16日、日本原電にヒアリング調査を実施し、その中では、5月15日に運転延長に必要な特別点検をスタートさせたけれども、今後の点検期間について、担当者は五、六カ月の見通しと説明されました。11月28日までの運転延長申請期間のぎりぎりまでかかる計算になります。さらに、防潮堤やフィルタ付ベント装置などの安全対策工事、このことについては、現状は地盤調査などを行っているだけで詳細な実施設計はこれからだとし、本格的な工事着工から完成までには二、三年かかると回答をしております。

このような中、新聞報道によりますと、原電の村松社長は5月25日に、2016年度決算発表会見で、東海第二原発の運転延長申請について、したいという思いは大変であると、延長申請の

可能性に言及しました。また、再稼働については、延長申請とは別の問題、地元の理解を十分に得ながら、ステップ・バイ・ステップで必要な手続を進めると、このような発言をしたことが報じられております。

20年運転延長の発表や協定見直しなど、原電の方針についての市長のご見解を伺いたいと思います。

次に、実効性ある避難計画について伺います。

3月議会でも、この避難計画について質問をいたしました。その答弁では、今年度、各世帯が迅速、円滑な避難ができるよう、町内ごとの避難先と避難経路をわかりやすく説明した広域避難マニュアル案を作成し、住民説明会を開催し、意見を聞きながら避難計画の策定をしていくということでした。

私は、原子力災害というのは、気象条件などで避難先・避難経路の特定は難しく、特に、東海第二原発は密集地にあり交通渋滞は明らかで、避難は困難なことが、また、地震などの複合的な災害を考慮すると、実効性ある避難計画はできないことを、これまで何度も指摘をしてきました。そして、一度過酷事故が起きてしまったら、たとえ避難できたとしても、その後の生活保障は難しく、財産や仕事が失われ、家族や地域もばらばらになってしまう。時間的にも、空間的にも、取り返しがつかない、ほかの災害とは異種のものだということは、福島あの悲惨な原発事故を見れば明らかなことです。老朽化している東海第二原発は再稼働しないことが、一番の安全対策だと思います。

避難計画が規制の対象になってない。その中で、自治体任せになっていること、その実行計画も第三者が検証する仕組みになっていないこと、これも問題ですが、自治体が作成を求められている中で、実効性ある避難計画とは、私は子どもから高齢者、障害を持つ方々など市民誰もが安全に避難できること、これを保障する計画が実効性ある避難計画だと思います。また、市長も私の質問などで、これまでも市民の安全が確保されなければ認められない、再稼働はその後の問題だと、このような答弁をされております。実効性ある避難計画について、この実効性についての見解、それから今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

4番目に、国民健康保険について、都道府県単位化の課題と問題について質問いたします。

2018年、来年度から国民健康保険の主体が都道府県に移行し、市町村と都道府県が共同で運営する制度にかかります。

そこで、6点お伺いいたします。

1点目は、県から納付金、また標準保険税率が示され、本市の保険税額が決定するまでの主なスケジュールについて伺います。

2点目は、具体的な保険業務について伺います。例えば、資格証、短期保険証発行の資格管理、保険税率の賦課徴収、また、特定健診、特定保健指導など、これらの業務について伺いたいと思います。

3点目に、県への納付金は100%納付が義務づけられております。国が示した国保事業費納付金算定ガイドラインに基づいた3つの算定方式、1つは医療費水準と所得水準を考慮した基本

的な算定方法、2つ目に県内統一の保険料水準とする算定方式、3つ目には、二次医療圏ごとの統一の保険料水準とする算定方式。これらは、市町村との協議によって設定されることとなります。国保事業費の納付金の算定方法、また、その試算結果の公表、そして、これらについてどのように協議するのか、この点を伺います。

4点目は、保険料の試算結果と見解について伺います。

市民は、この都道府県単一化で一体国保税額がどうなるのか、今でさえも高過ぎて払い切れない国保税に対して、値上げがあるのではないかと大きな不安を抱えております。県から標準保険税率が示され、それに基づき国保税額が決まるという新しい仕組みになるわけです。保険税が幾らになるのか、上がるのか、試算でも数字が必ずしも確定ではないとしても、その傾向を把握することはできると思いますけれども、この点について伺います。

5点目は、今後、県が定めた統一的な県国保運営方針に沿って、事務の標準化・広域化が推進されることになるとして、市は県の統一的な給付サービス基準や財政措置を踏まえて、保険料の減免、また出産一時金、出産育児一時金、葬祭費、また、人間ドッグ等の検診などがありますけれども、こうした市独自事業の見直し、これを検討していくことになるのかどうか。そして、一般会計からの法定外繰り入れの継続、拡充についてですけれども、伺いたいと思います。

6点目は、子どもの均等割の軽減措置の拡充について伺います。とりわけ高い国保税の大きな矛盾となっているのが子どもの均等割だと思います。住民税の均等割と違って、国保税の均等割は世帯員一人ひとりにかかります。ですから、生まれたばかりの赤ちゃんも、そして、仕事をしている大人も同じ額になっているわけです。本市では、均等割1人当たり1万3,600円、子どもが2人いれば、それに2人分を掛けて2万7,200円にもなるわけです。子どもが生まれたときから、若い世代、子育て世帯には大きな負担となります。子どもの均等割をなくすこと、廃止すること、少子化対策、子育て支援と位置付けて、子どもの均等割軽減措置を拡充することを求めたいと思いますけれども、ご所見を伺います。

5番目に、学校教育環境の整備について質問します。

1点目は、小中学校への学校図書司書の整備・充実についてです。本市の全部の小学校に図書司書が配置をされております。配置された当初は、図書室が大変整備され、明るくなったとともに、子どもと図書室が身近なものとなり、貸出数も増加するなど、読書意欲が向上したと先生方から、このようなお話を伺ってまいりました。

この学校図書司書の配置ですけれども、基本的には週2日、クラス数が多い太田小学校、機初小学校、久米小学校、里美小中一貫校については週3日、1日4時間に限って臨時職員が配置されている状況にあります。司書の雇用が短時間勤務ということで、なかなか図書館の運営、それから継続性に欠けることも避けられない、こういう状況にあると思います。雇用が不安定だと、司書業務にやりがいを感じていても見通しがないので転職する、あるいは、別な職種を希望される方もいると思います。

牛久市では、全部の小中学校に市の学校司書が1日中配置されていて、どの学校の図書室も温かい雰囲気になりあふれていて、休み時間には子どもたちのよき相談相手にもなって、図書室が

子どもたちの心の居場所になっていると、このようなお話を伺いました。

国の第5次の学校図書館図書整備等5カ年計画、平成29年度から33年度までの計画が示されて、それに伴って地方財政措置も確定しました。この計画の目的ですが、平成29年度からの5カ年で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図ることにあります。学校司書は、5カ年計画で新たに位置づけられました。これによって、学校司書を計画的に配置することが可能となります。

しかし、この5カ年計画は各自治体には地方交付税として措置されますので、この金額がそのまま図書費、新聞配備費、学校司書配置費になるものではありません。各自治体で、これらの経費として予算化する必要がありますけれども、学校司書配置の財源として活用できると思います。

そこで、私は1点目として、5カ年計画が示されましたけれども、これを受けとめて、全部の小学校が週5日配置をして充実させることについて、そして2点目に、中学校への司書配置を求めたいと思います。その際、司書の採用なども課題になってくると思いますが、ご所見を伺いたいと思います。

2点目は、小中学校の普通教室へのエアコン設置についてです。

今年は、もう5月から夏日が発生しております。近年、夏の猛暑が続いております。私は今まで、児童生徒・教職員の健康への影響も考慮し、そして、落ちついて、まず子どもたちが勉強に励むことができるよう、さらなる教育環境の向上を進めるために、小中学校の普通教室へのエアコン設置を求めてまいりました。

2015年9月議会で、この私のエアコン設置を求める一般質問の中で、市長はこのように答弁をされました。地球温暖化の影響で、平均気温、最高気温も上がってきている。教育環境を整えるという観点からも、エアコンの設置ということは、今後やっていく必要があると判断している。幼稚園について、ほぼ完了の状況にきているので、今後進めていくことを検討していきたい。このような市長の答弁に、保護者らとともに私も大変喜び、期待をしておったところです。

しかし、市では、学校施設検討協議会によって出された提言や教職員の意見等を踏まえ、まず、普通教室に天井や壁の固定型扇風機を、図書室あるいは視聴覚室、音楽室などの特別教室にエアコンを順次設置していくということを整備推進計画に盛り込んでいくという方針のもとに、扇風機設置がこの3月に予算化されと、担当課からは6月の中旬には発注ということを伺っております。

私は、市長答弁の重み、責任ですけれども、これが一体どういうことなのかとずっと今まで引っかかっていたわけなんですけれども、総括教育会議という名称だったと思いますけれども、その席上、市長はお金のことは問題ではないと、教育環境整備については、やっぱりきちんとやっていくべきであると、このようなことを話されておりますけれども、学校施設検討協議会によってどのような協議がされて、エアコンではなく普通教室に扇風機設置がされることになったのか、このことについて、十分理解をしているわけではありませんけれども、しかし、やっとなんか、本年扇風機を設置するに至ったということは前進ではあると思います。

今、猛暑が続く、学校以外の公共施設でも、家庭や職場でも、エアコン設置が当たり前という

状況の中で、子どもたちが1日いる学校で、私は、この扇風機の実環境整備で終わりではなく、今後、実際の教室の温度や湿度を検証を十分してほしい。子どもたちが教室にそろった中で、午前中10時、あるいは午後の1時から2時の一番暑い時期に、温度、湿度がどうなっているのか、これを1か月から2か月、しっかりと測定すると。このことを求めながら、今後、エアコン設置も検討して行ってほしいと再度求めたいと思います。

学校の職員室にエアコンがあります。また、保健室にも当然エアコンが入っているわけです。特別教室には、今後設置していくということですが、子どもたちが最も長くいる普通教室に設置しないという理由はないと思います。エアコンと扇風機を併用することで、床にたまりがちな冷気を、教室内全体に効率よく循環することができるということがありますけれども、そうしたことによって空調効果も上がり、エネルギーの節減にもつながる。こうしたエアコンと扇風機の併用の利便がありますけれども、今後のエアコンの設置についての取り組み、ご見解を伺いたいと思います。

最後、6番目に、計画的なスポーツ行政について、「スポーツ基本法」について質問をいたします。

先日、5月31日ですが、先日も、「スポーツチャレンジデー2017年」が開かれて、市民の参加率58.3%とロビーに掲示されておりました。私は、いろいろな機会を通して、スポーツを楽しむ、また、親しむ、こうした市民が増えるということを確認しております。

さて、国の「スポーツ基本法」ですが、2011年に策定されてから6年目を迎えました。この法律の前文と第2条の基本理念に、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」と掲げたことは、日本のスポーツの発展に新たな展望を開く可能性が拡大したと、このように思います。

スポーツが権利として保障されるには、人々が日常の生活の中で気軽にスポーツができる条件が整備されなければなりません。その役割を担っているのが、国の施策と連携した地方自治体のスポーツ行政です。その責務を「スポーツ基本法」は明確に規定しました。第4条で、地方公共団体は「スポーツ基本法」の基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に一ここが大事だと思うんですけれども、「その地域の特性に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する」と明記しております。国の「スポーツ基本法」、どのように受けとめておられるのか、その認識、ご見解を伺いたいと思います。

「スポーツ基本法」に明記された責務を果たすためには、第10条は、都道府県及び市町村教育委員会に対して、国が策定するスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする旨を明示いたしました。国のスポーツ基本計画は、法が制定された1年後の2012年に策定されておりますけれども、それを参酌して策定する地方スポーツ推進計画の進捗状況を見ますと、都道府県では89%、市町村においては全体の30%程度という水準にとどまっております。

茨城県の市町村ではどうかといいますと、44市町村のうち17市町村が策定をされております。率にして38.6%ということになっております。また、茨城県スポーツ推進計画「いきいき

茨城スポーツプラン」は2015年3月に策定されております。

スポーツ推進計画の策定は、国と地方の行政機関がスポーツを、基本第3章にあります基本的施策でスポーツ推進のための基礎的条件の整備、多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備ということで、指導者等の育成を初め、スポーツ施設等の整備等々が盛り込まれているわけですが、具体的な施策については時間がないので省きたいと思っております。

本市におきましても、スポーツの推進ということについては、第6次総合計画、平成29年度から5カ年計画の前期計画、また、福祉では福祉増進計画等々に、スポーツレクリエーション活動支援の計画などもできておりますけれども、この地域のスポーツ振興計画、いろいろスポーツに携わるスポーツ推進委員、あるいはスポーツ少年団の責任者などの方々も含めた策定委員会を設けて、本市においてもスポーツ推進計画を策定すべきだと思いますけれども、ご所見を伺いたいと思っております。

1回目の質問を終わります。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 まず初めに、共謀罪法案について、「組織犯罪処罰法」改正案に反対を表明すべきとのことではありますが、私の考えを申し上げます。

国の責任は、国民の安全安心の確保と国益の確保が大きな課題であります。そのために必要なテロ等を対象とする共謀罪は憲法違反とかではなくて、国民の理解が深まるよう国会において粛々と議論を重ねられるべきと考えております。

次に、ヒバクシャ国際署名について、答弁をさせていただきます。

この国際署名につきましては、私もその趣旨に賛同をしまして、昨年7月に署名をいたしました。この署名は、その趣旨に賛同する個人や団体が自らの考えで自由に参加することができる署名であると理解しており、それぞれの良心的な判断に任せるべきと考えております。私としましては、市民等の方々に署名の取り組みを呼びかけることや市のホームページに案内を掲載することは、署名の公平性の確保に反するものと思っておりますので、行うべきではないと考えております。

次に、東海第二原発について、20年運転延長発表など原電の方針についての見解を申し上げます。

東海第二発電所の原子炉を、40年間の原則的運転期間を超えてさらに20年間の延長運転をするためには、今年11月下旬までに運転延長の申請をする必要があります。しかし、この申請に関する原電の方針については、本市としては、現時点では正式の報告を受けている状況にはございません。現在のところは、従来からの答弁どおり、原子力規制委員会への新規制基準に基づく安全審査の審査申請についても、再稼働に直結するものではないことを確認をし、覚書を交わしております。また、原発運転の20年間延長につきましても、昨年7月の原子力所在地首長懇談会において、白紙の状態であることの回答を得ておるところであります。

東海第二発電所の今後の判断を求める前までに実施することとしております原子力安全協定の見直しが完了していない段階において、事業者側が重大な判断を先行させることは慎重であるべ

きと考えるところであります。

原子力安全協定の見直しにつきましては、先日、原電から不十分で納得できない内容の回答があったため、再度協議を進めているところであります。原子力安全協定の見直しによりまして、再稼働、運転延長に関する判断の実質的な権限が確保された段階で判断をしております。

もう1点、学校のエアコンの設置に関してであります。

今、地球温暖化等によりまして、全体の平均気温が上がっているのは事実です。教育環境を整えるという意味から、エアコン等の設置について検討していくのは当然のことです。その前の段階として、現場の声を伺い、今回、全教室に扇風機を付けたこととした次第であります。ご理解を賜りたいと思います。

○益子慎哉議長 総務部長。

〔加瀬智明総務部長 登壇〕

○加瀬智明総務部長 原発問題についての中、実効性ある避難計画についてのご質問にお答えをいたします。

当市の原子力災害広域避難計画につきましては、原子力災害時における広域避難のあらましをまとめまして、今年4月の市議会全員協議会において報告をさせていただいたところでございます。

今年度は、市広域避難計画の策定にあわせまして、広域避難の実効性を高めることを目的といたしまして、各世帯が原子力災害発生時に避難行動を迅速、円滑に行えるよう、各町内ごとの避難先と避難経路を地図であらわすとともに、災害発生時の屋内退避や避難準備、そして避難するときの持ち物や避難先までの基本的な行動をまとめましたマニュアルで構成をされます広域避難マニュアルを作成いたしまして、全戸配布をしております。

これらの作成に当たりましては、住民説明会を開催いたしまして、ご意見を聴取し、ご理解を得ながら、実効性のある避難計画及び広域避難マニュアルを作成していきたいと考えております。

また、実効性に対する見解というようご質問がございました。避難計画の実効性の確保のためには、避難だけではなく、例えば、避難先での生活の問題なども、避難が発生をすれば出てまいります。また、複合災害への対応も今後の課題として出てまいります。実効性の確保には、市広域避難計画策定後も改定や補完を重ねまして、実効性を高めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

〔滑川裕保健福祉部長 登壇〕

○滑川裕保健福祉部長 保健福祉部関係の国民健康保険に係る都道府県単位化の課題及び問題についての6点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のスケジュールでございますが、この都道府県単位化につきましては、平成27年5月の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」、いわゆる医療保険制度改革関連法案の成立を受け、平成30年度から都道府県が財政運営の責任

主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることを目的とし、茨城県が中心となり準備が進められ、平成29年度のスケジュールが示されております。

そのスケジュールによりますと、7月下旬に各市町村の納付金に係る算定方法、10月下旬には仮の標準保険料率、11月下旬には仮の納付金額が示されることとなっており、これを受け、各市町村では、平成30年度に向け保険料率の決定及び予算の編成を実行することとなります。なお、平成30年度の県への納付金額の確定及び標準保険料率の公表につきましては、30年の1月中旬になる予定が示されております。いずれにいたしましても、今現在、具体的かつ正確な数字等は県からは示されていない状況でございます。

2点目の市の行う保険業務でございますが、市が保険者である現在は、自らの保険財政の運営により、保険給付、保険料の賦課及び徴収に係る一連の保険業務を行っておりますが、30年以降におきましては、県は市町村からの納付金及び国の支援金により、各市町村への保険給付に必要な全費用の交付及び市町村ごとの標準保険料率の提示を行い、市町村といたしましては、従来どおり資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収及び特定健診、人間ドックなどの保健事業を行うこととなり、県は財政運営面のみ主体となるものでございます。

続きまして、3点目の納付金額等の算定方法と試算結果の公表及び審議といたしましては、県より3つの算定方法が示されております。

その1つが、市町村ごとの医療及び所得の水準を考慮した基本的な算定、2つ目が、県内統一の保険料水準とする算定、3つ目が、二次医療圏ごとに統一の医療保険料を水準とする算定となっております。現在示されている3方法に係る算定額につきましては、国からの支援金が算入されていないこと及び、今後国において、算定システムの機能改善等を予定していることなどにより、厚生労働省においては、試算結果は精度が低いと評価しており、実際の算定結果とは異なるため、公表にはたえがたいものとなっております。

したがって、県においては、今後、有識者で組織する審議会における審議を経て、本年7月に算定方法の決定がなされ、30年1月中には、納付金額の確定及び標準保険料率の公表がなされる予定となっております。

続きまして、4点目の保険料率の試算結果と見解及び5点目の法定外繰り入れの継続、拡充についてのご質問にお答えいたします。

保険料及び法定外繰り入れにつきましては連動するものでございますが、さきのスケジュール及び法定算定方法等においてご説明を申し上げましたが、現在は県より具体的かつ正確な数字が示されていないこと、また、法定外繰り入れにつきましては、実質的にどこが行うべきか決定していない状況でございます。したがって、現時点におきましては、具体的にお示しできる状況にはございませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

6点目の子ども均等割の軽減措置の拡充でございますが、本市におきましては、子育て世帯を対象といたしまして、「少子化・人口減少対策アクションプラン」及び第6次総合計画に基づき、医療、保険費及び乳児紙おむつ購入費の助成を行うとともに、保育園・幼稚園の保育料減免のほ

か各種の支援策を実施しており、その結果が徐々にあらわれつつあるものと考えております。つきましては、これらの支援策は今後も引き続き実施していく必要があるものと考えております。

しかしながら、ご提案の国民健康保険制度における子どもの均等割軽減措置拡充につきましては、対象が国保に加入する世帯、子育て世帯のみであり、国保以外の保険に加入する子育て世帯との公平性に欠けること、また、国民健康保険制度自体が大きな改革を控える今、制度の根幹をなす賦課の方法につきましては、一本化に向けて足並みをそろえる意味での県内各市町村が現在実施する賦課方法の調査・検討等は必要であるものとは思われますが、新たな独自の方法等については、見合わせるべきと考えるところでございます。

したがいまして、子どもの均等割軽減措置拡充につきましては、国県等の動きを注視しつつも、現在は実施する考えはございません。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 小中学校の図書司書の整備・拡充についてお答えいたします。

平成29年度から始まった文部科学省の学校図書館図書整備等5カ年計画では、学校図書館図書の整備、学校図書館への新聞の配備、学校司書の配置の3点について示しております。そのうち学校司書の配置につきましては、学校図書館の日常の運営や管理、学校図書館を活用した教育活動の支援を行うため、専門的な知識技能を持った者のさらなる配置拡充の重要性を挙げております。

本市では、現在、小学校に1日4時間勤務の学校司書を週3日の勤務で4校に、週2日の勤務で9校に配置しているところであります。学校司書は、各学校の計画により、学校図書館に配備する図書の選定への助言、児童の読書活動に対する支援、さらには魅力ある学校図書館環境の整備等、専門性を生かした取り組みを行っているところであります。

中学校においては、生徒の自主性を育むことを狙って、司書教諭を中心に、図書委員の生徒の主体的な活動を支援していることから、現在のところ学校司書は配置しておりません。ただ、年度末に実施した各学校へのアンケートや市学校長会からは、小学校に配置している学校司書の勤務日数の増加や中学校への新たな配置への要望が上がっております。これらの要望や文部科学省の学校図書館図書整備等5カ年計画の趣旨を踏まえ学校司書の配置拡充をすとなると、新たな学校司書の確保が必要となってまいります。そこで、現在、小学校に配置している学校司書の勤務形態を工夫したり、新たな資格者を開拓したりするなどに努めるとともに、何日ぐらい配置できるかなど、その他の課題等についても捉えながら、小学校への学校司書の配置拡充や中学校への配置について検討してまいりたいと考えております。

次に、小中学校の普通教室へのエアコン設置についてのご質問にお答えいたします。

先ほど市長からご答弁がありましたが、普通教室へエアコンを設置していく今後の考え方につきましては、教職員、保護者、地域の代表の方々からなる学校施設検討協議会の意見を尊重しまして、まずは、統合により小中一貫教育を予定している水府小学校、山田小学校、水府中学校、既に、普通教室に扇風機が設置されている里美小学校を除く全ての学校の普通教室に、今年度、

固定型扇風機を設置することとし、平成29年第2回市議会定例会において議決をいただいたところでございます。なお、図書室等の特別教室には、その後、順次、エアコンを設置していく考えでございます。

ご質問にありました普通教室へのエアコンの設置についてでございますが、扇風機が設置された後におきましても、現在行っている校舎2階中央部の教室の温度及び湿度の計測を継続し、今後の自然環境の変化、特に温度の状況等を踏まえながら判断してまいりたいと考えております。

次に、国の「スポーツ基本法」についてのご質問にお答えいたします。

昭和39年の東京オリンピック開催を契機として「スポーツ振興法」が制定されましたが、近年のスポーツを取り巻く社会状況の変化やスポーツ活動の発展、スポーツ人口の増加、アマチュアとプロの関係の変化などの新たな課題に対応するなどの必要性から、平成23年にこれまでの「スポーツ振興法」を全面改正し、「スポーツ基本法」として制定されたところでございます。この法律は、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、また、スポーツは青少年の体力の向上や人格の形成に大きな影響を与えるとともに、地域の一体感や活力の醸成、健康で活力に満ちた長寿社会の実現など、国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性をうたっており、大変重要であると捉えております。

主な内容を見てもみますと、これまでの体育指導委員にかわり、市のスポーツ推進に係る体制の整備を図るためスポーツ推進委員を委嘱することになりました。単に名称が変わっただけでなく、主な業務として、スポーツ振興のための実技指導のみならず、さらに、スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整、いわゆるコーディネーター役としての役割が加わったところでございます。

これらを受けて、このスポーツ推進委員には、体力テストの実施やグラウンドゴルフ等のニュースポーツの普及・推進をお願いしておるところでございます。最近では、スポーツ推進委員が指導員の資格を取得してラジオ体操の普及にも力を入れ、誰もが、どこでも簡単にできる全身運動として全市に広まりつつあり、先月末開催されました健康スポーツチャレンジデーでも58.3%という、これまでにない市民の皆さんの運動やスポーツへの参加が見られ、健康づくりの機運が高まっているところでございます。

続きまして、常陸太田市スポーツ推進計画の策定についてお答えいたします。

当市では、従前の「スポーツ振興法」の規定により計画を定めるものとされていたため、平成26年度までを計画期間とする常陸太田市スポーツ振興計画を平成17年3月に策定し、スポーツや運動の普及・振興に努めてまいりました。その後の「スポーツ基本法」では、スポーツ推進計画の策定は努力義務規定となっておりますが、平成27年3月に市が策定いたしました常陸太田市健康増進計画には健康寿命延伸のためのスポーツの推進についても定められておりますことから、県からは、当分はこの内容を推進していただければよいとの助言をいただいておりますので、現在、スポーツ推進計画は策定していない状況にあります。

当面は、この計画にうたわれている内容でスポーツを推進してまいりますが、今後は、市民の皆さんが一層スポーツに関心を寄せ、楽しんだり、スポーツを振興させていくことが非常に大切でありますので、スポーツの推進に特化した計画、いわゆるスポーツ推進計画の策定について検

討していくことが必要であると考えております。

○益子慎哉議長 宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○20番（宇野隆子議員） 1項目めの市長に伺いました共謀罪法案についてです。

先ほどのご答弁では、テロを含む国際的な組織犯罪を防止して国民を守ることは必要であると、このような内容でのご答弁であったかと思えますけれども、世界で起きているこのテロですけれども、これは組織的なものでなく、思想的な共鳴で単独犯も多発していると、こういうことも指摘されておりますが、この共謀罪については、先ほども申し上げましたけれども、日弁連——日本弁護士連合会等々も反対をしていると。内心を処罰の対象にするというのは大きな問題だというようなことで、世論調査でも8割近くの国民が反対しているということでありまして、私も含めた日本共産党は、こうした共謀罪についてはきっぱりと廃案にしていく立場で運動を進めていきたいと思えます。

東海第二原発の問題につきましては、市長から、これまでのような安全協定、この中の実質的な権限、これを得られるまでは再稼働は承知しないと、再稼働はその後の問題だというようなことで、ぜひ、これから開かれる首長会議におきましても、古い東海第二原発は再稼働ではなく、市民の暮らし、財産、命を守る、そういう立場で発言をぜひお願いしていただきたいと。

私どもも、何度も原電で交渉をやっておりますけれども、首長会議に対しては非常に原電からの報告が遅いと、後手後手になっていると、市長の答弁を聞きながらそのように思ったわけですが、調べましても……。

○益子慎哉議長 終了1分前でございます。

○20番（宇野隆子議員） 1970年代に運転した沸騰水型の原発11基、東海第二原発だけが残ってる。もう間もなく40年になる。これはもう再稼働など考えられない、このことを指摘しながら私の一般質問を終わりたいと思えます。

○益子慎哉議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りはあすの本会議で行います。

以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は、あす定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時53分散会